

南構VI期(古墳時代終末期：7世紀代) 当該期になると再び遺構が急増する。堅穴建物と掘立柱建物を中心とする。特に掘立柱建物が多く認められる(第641図)。当期の遺構の分布をみると、北地区西半部(A群)・北地区南東部(B群)・南地区中央西半部(C群)・同東半部(D群)・南地区南端部(E群)の5地区に集中が認められる。

A群においては掘立柱建物(SB07・SB12・SB18・SB27)が中心である。他に柱穴(P017)と土壙(SK02)・他(Ne01地点・Ne03地点・Ne04地点・Ne06地点・Ne08地点・Ne09地点・Ne11地点・Ne15地点・Ne17地点)が認められる。掘立柱建物については、b群(SB27)・d群(SB07・SB12)・e群(SB18)と3期にわたり建て替えられている。SB18が総柱建物である。当期唯一の総柱建物である。

B群については掘立柱建物1棟(SB67)に限られる。他に柱穴(P020・P021・P026・P033・P040・P041・P052・P056・P061)と土壙(SK09・SK15)が認められる。中心は調査区外に広がっているものと考えられる。

C群については堅穴建物(SH07・SH09～SH11)と掘立柱建物(SB115)からなる。さらに柱穴(P077・P086・P087・P091・P092・P095・P097)・土壙(SK30)・他(Ne48地点・Ne50地点・Ne65地点～67地点・Ne70地点・Ne76地点)が認められる。このなかでSH09とSB115が南構VI-1期に位置付けられることから、セットで存在していたものと考えられる。SH07とSH11についてはSH09と時期を異にして建てられたものと考えられる。またP095とSB115は平面的に重複している。

D群においても堅穴建物(SH05・SH06)と掘立柱建物(SB123・SB125)がそれぞれ2棟存在する。他に柱穴(P094・P101・P103)・他(Ne60地点)が認められる。堅穴建物については切り合い関係にあることから、時期を異にすることは明らかである。掘立柱建物についてもb群(SB125)とd群(SB123)からなり、時期を異にするものと考えられる。よってD群においても、堅穴建物と掘立柱建物がセットとなり存在していたものと考えられる。ただし、具体的な堅穴建物と掘立柱建物の関係を明らかにすることはできない。この他、Ne60とSB125、Ne62とSH05が平面的に重複している。

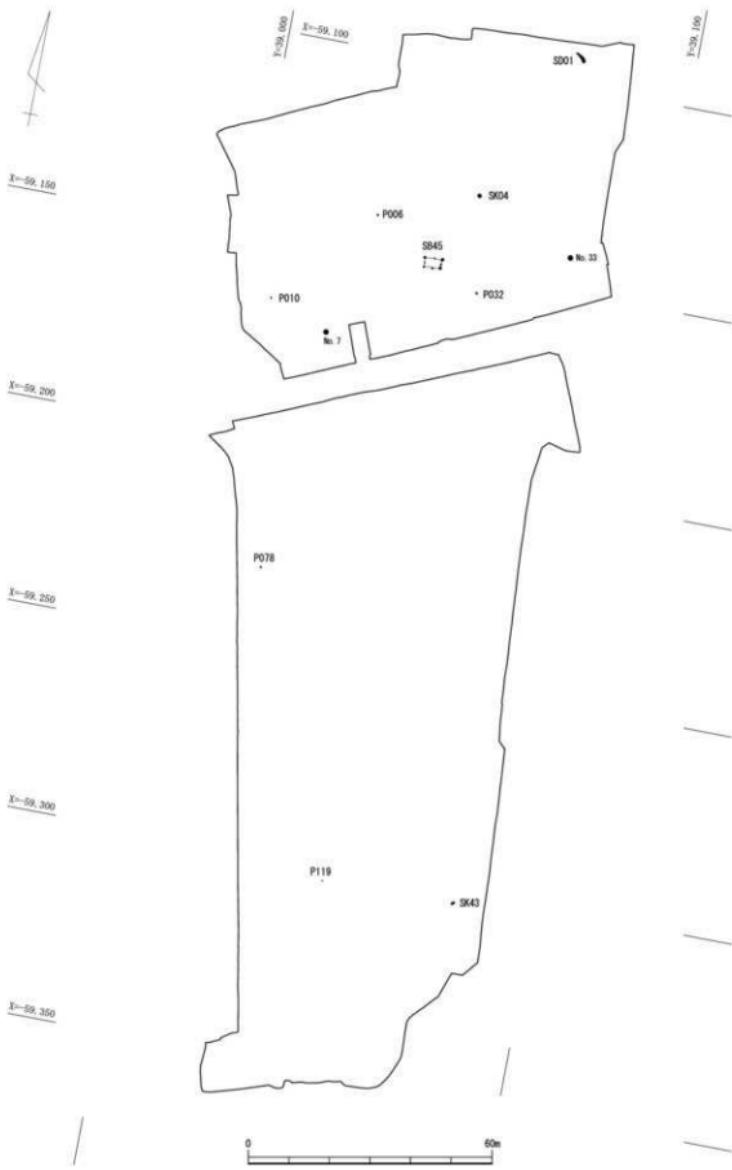
E群についても堅穴建物(SH20・SH21)と掘立柱建物(SB132・SB139～SB141)から構成される。さらに柱穴と土壙(SK42・SK44)が認められる。堅穴建物は2棟とも南構VI-1期に位置付けられ、掘立柱建物については3棟(SB139～SB141)ともc群からなり、一定の配置のものもある。そして両者の方向性がほぼ同じであり、相互の距離も一定であることから、2棟の堅穴建物と3棟の掘立柱建物はセットであったものと考えられる。当時の一単位の有り方を表しているものと考えられる。

以上のように、各群内において堅穴建物と掘立柱建物がセットで存在し、それぞれが建て替えられたことが理解できる。

ところで、これらの堅穴建物と掘立柱建物については1期と2期とでは顕著な差は認められない。また当該期は南構古墳群が築かれていた時期でもある。南構古墳群との関係については章を改めて検討することにしたい(第8章第1節)。

南構VII期(奈良時代) 当期以降堅穴建物は認められず、主な遺構は掘立柱建物と土壙となる。1期と2期に分かれれる。

1期 当該期の遺構は、掘立柱建物1棟(SB45)と柱穴・土壙(SK04・SK43)である(第642図)。これらの遺構の分布をみると大半が北地区に集中する傾向が認められる。南地区では、わずかに柱穴と土壙が南部で認められる程度である。前期(南構VI期)までとは明らかに様相が異なる。



第642図 南構VII-1期の遺構

2期 当該期になると遺構の数、特に掘立柱建物の数が急増する(第643図)。南地区にも分布が認められるが、北地区に中心がある点は前期と変わりない。これらの遺構群の分布をみると、大きく9群(F群～N群)に分けることができる。

F群は北地区北西部に分布する遺構群で、掘立柱建物・柱穴・土壌・他から構成される。掘立柱建物はSB05・SB06・SB08・SB10・SB11・SB13・SB14・SB16・SB17・SB19の10棟からなる。このなかでSB05とSB13が総柱建物である。これらの建物はg群(SB10・SB11)・h群(SB05・SB06)・i群(SB08)・j群(SB13・SB14・SB16・SB17・SB19)の4期の建物群から構成されている。柱穴はP011・P015・P016の3穴からなる。土壌はSK01の1基である。他はNo12地点とNo14地点の2地点である。掘立柱建物g群・h群・j群については建て替えが行われている。また、SK01と建物はそれぞれ平面的に重複している。

G群は北地区南西部から南地区北西部にかけて分布する遺構群で、掘立柱建物と柱穴から構成されている。掘立柱建物はSB20・SB22・SB24～SB26・SB29～SB31・SB34・SB69～SB72・SB74・SB76の15棟からなり、全て側柱建物である。g群(SB20・SB24・SB30)・h群(SB29)・i群(SB31)・j群(SB25・SB34)・k群(SB22・SB26・SB69・SB71・SB74・SB76)の5期の建物群からなる。柱穴はP013とP014の2穴である。

H群は掘立柱建物・柱穴・土壌・他からなる。掘立柱建物はSB37～SB42の6棟で、h群(SB38・SB39)とj群(SB40～SB42)からなる。このなかでSB38・SB40・SB41が総柱建物である。柱穴はP022とP023、土壌はSK03、他はNo10地点の各1基である。h群の掘立柱建物については建て替えが行われている。

I群は北地区南東部から南地区北東部にかけて分布し、掘立柱建物・柱穴・土壌・溝状遺構・他から構成されている。掘立柱建物はSB46・SB47・SB49～SB52・SB55～SB57・SB77～SB80・SB85・SB87の15棟である。このなかでSB46・SB49・SB56が総柱建物である。g群(SB55・SB80)・j群(SB46・SB49・SB50・SB57・SB77・SB78・SB87)・k群(SB47・SB79・SB85)・l群(SB52・SB56)の4期からなる。j群においてはSB77とSB78の間で建て替えが行われている。柱穴はP024・P036・P060の3穴である。土壌はSK05、溝状遺構はSD02の各1基である。その他については、No16地点・No26地点・No29地点・No44地点の4地点である。

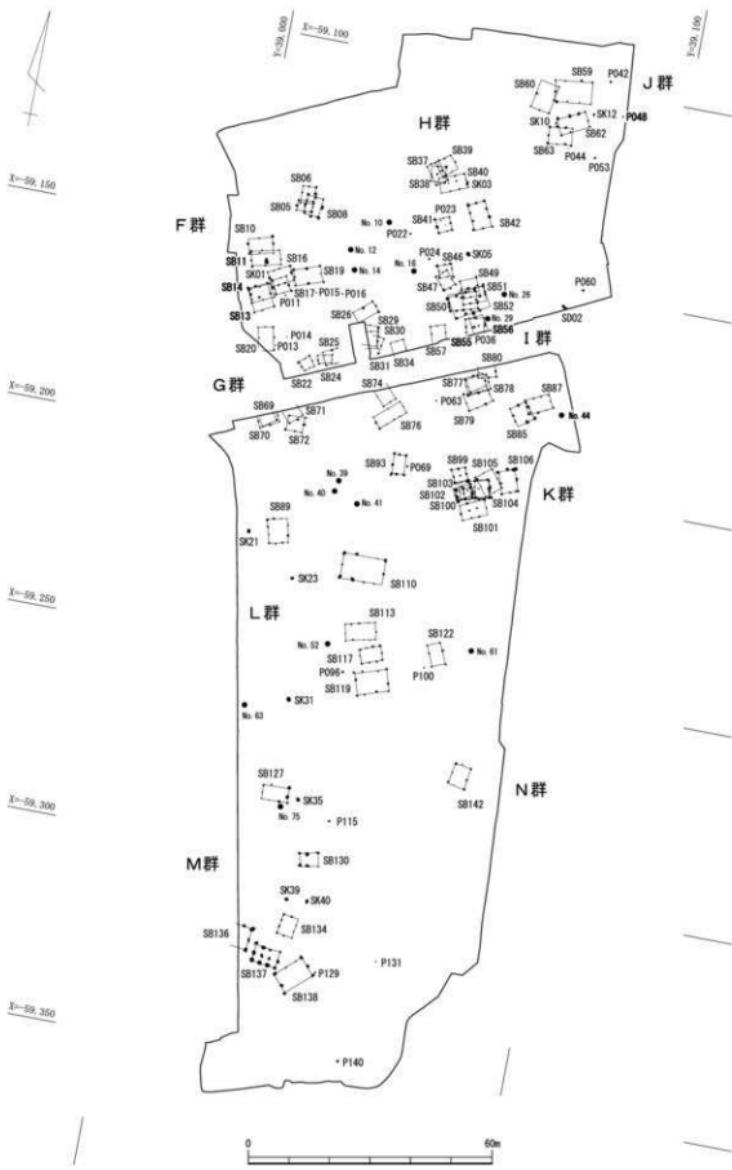
J群は北地区北東部に分布し、掘立柱建物・柱穴・土壌からなる。掘立柱建物はSB59・SB60・SB62・SB63の4棟で、全て側柱建物である。これらの建物はh群(SB59・SB63)・i群(SB60)・l群(SB62)の3期からなる。柱穴はP042・P044・P048・P053の4穴、土壌はSK10とSK12の2基である。

K群は南地区北東部にあたり、掘立柱建物・柱穴・他からなる。掘立柱建物はSB93・SB99～SB106の9棟からなり、SB99～SB103が総柱建物である。これらの建物は、g群(SB103・SB104・SB106)・h群(SB93)・j群(SB99～SB101)・k群(SB105)・l群(SB102)の5期にわけられる。柱穴はP069の1穴である。その他については、No39～No41地点の3地点である。

L群は南地区中央部に分布が認められ、掘立柱建物・柱穴・土壌・他からなる。掘立柱建物はSB89・SB110・SB

第44表 VII-2期の建物群と遺構群

遺構群	g群	h群	i群	j群	k群	l群
F群	○	○	○	○		
G群	○	○	○	○	○	
H群		○		○		
I群	○			○	○	○
J群		○	○			○
K群	○	○		○	○	○
L群	○	○		○		
M群	○	○	○		○	
N群			○			



第643図 南構VI-2期の遺構

113・SB117・SB119・SB122の6棟で、全て側柱建物である。これらの建物はg群(SB89・SB113)・h群(SB110)・j群(SB117・SB119・SB122)の3期にわけられる。柱穴はP096とP100の2穴である。土壤はSK21・SK23・SK31の3基、他はNo52地点・No61地点・No63地点の3地点である。

M群は南地区南西部に分布し、掘立柱建物・柱穴・土壤・他からなる。掘立柱建物はSB127・SB130・SB134・SB136・SB137・SB138の6棟からなり、SB137が総柱建物である。g群(SB130)・h群(SB127)・i群(SB134・SB136・SB137)・k群(SB138)の4期にわけられる。柱穴はP115・P129・P131・P140の4穴、土壤はSK35・SK39・SK40の3基である。その他はNo75地点の1地点である。

N群は南地区南東部のSB142の1棟に限られる。

以上のように、当該期においてもいくつかの小地区において建物が建て替えられていったことが理解できる。これをまとめたのが第44表である。これによると、g群・h群・i群・j群がより多くの遺構群で認められ、主要な時期であったと考えられる。地区ではF群・G群・H群・I群・K群・M群が中心と考えられ、上記のg群とj群はF群・I群・K群を中心に展開している。これらの地区が一つの単位であった可能性も考えられる。

南構VII期(平安時代：9世紀代) 前期同様、主な遺構は掘立柱建物と土壤で、1期と2期に分かれる。

1期 当該期の遺構は、掘立柱建物・柱穴・土壤・他である(第644図)。遺構は北地区から南地区にかけて調査区全域で認められるが、その数は前期と比べて少なくなっている。これらの遺構は大きく5群(O群～S群)に分けることができる。

O群は北地区北東部隅を中心に分布する。柱穴・土壤・他からなり、掘立柱建物は認められない。柱穴はP045とP049の2穴、土壤はSK11とSK13の2基である。他はNo32地点の1地点である。

P群は北地区西部から南地区北東隅にかけて広がり、掘立柱建物・柱穴・土壤・他からなる。掘立柱建物はSB01・SB04・SB15・SB21・SB23・SB35・SB53・SB54・SB83・SB84の10棟からなる。o群(SB53・SB83)・p群(SB01・SB15・SB21・SB23・SB35・SB54・SB84)・q群(SB04)の3期に分けることができる。柱穴はP009・P012・P030・P037・P068の5穴である。土壤はSK07・SK08・SK24の3基である。他はNo13地点・No19地点・No28地点・No30地点の4地点である。SK07とSB54は平面図に重複しており、時期が異なるものと考えられる。

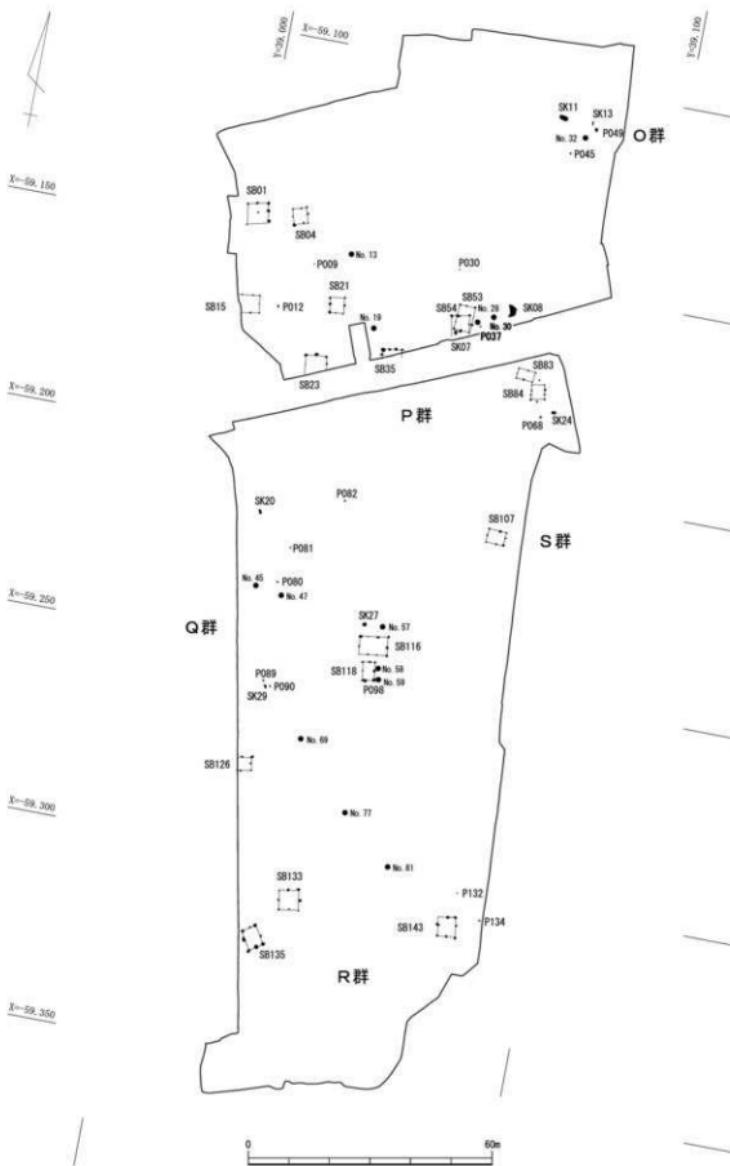
Q群は南地区北部～中部西半に分布が認められる。掘立柱建物・柱穴・土壤・他からなる。掘立柱建物はSB116・SB118・SB126の3棟である。3棟ともP群で、建て替えは認められない。柱穴はP080～P082・P089・P090・P098の6穴である。土壤はSK20・SK27・SK29の3基である。この他は、No45地点・No47地点・No57地点～No59地点・No69地点が該当する。P098とSB118は平面的に重複しており、時期が異なるものと考えられる。

R群は南地区南半部に広がり、掘立柱建物・柱穴・他からなる。掘立柱建物はSB133・SB135・SB143の3棟で、p群(SB133・SB143)とr群(SB135)の2期にわけられる。柱穴はP132とP134の2穴に限られる。他についてはNo77地点とNo81地点の2地点である。

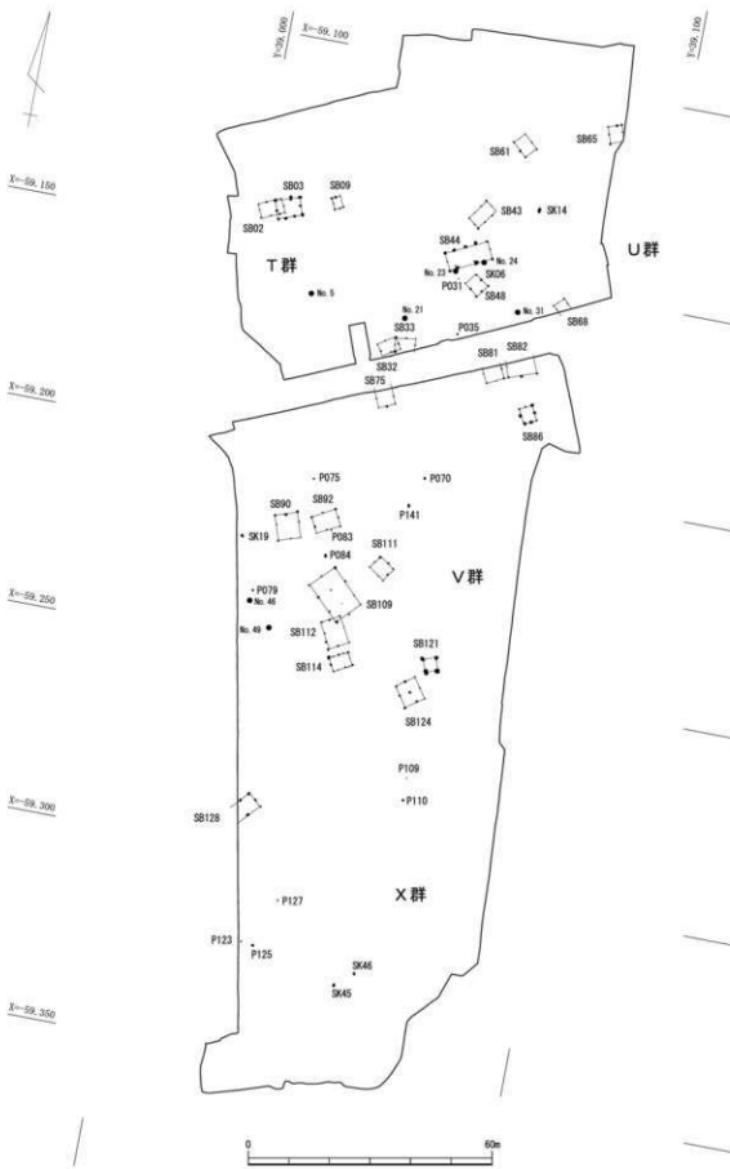
S群はSB107の1棟に限られる。

このように掘立柱建物を中心とした遺構群は前期と比較して散在する傾向が明らかである。特に掘立柱建物については一定の配置にあるものはわずかで、1棟1棟が間隔を開けて建てられている。また建て替えもわずかである。

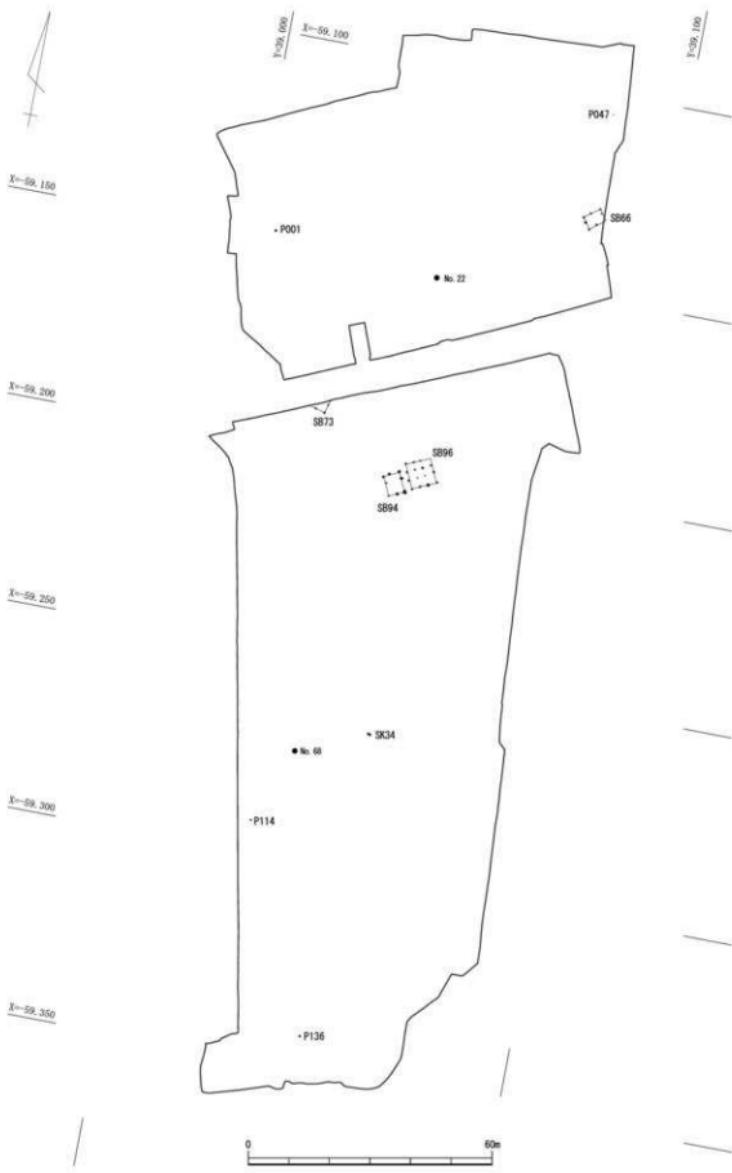
2期 当該期の遺構は、掘立柱建物・柱穴・土壤・他である(第645図)。大きく4群(T群～X群)に



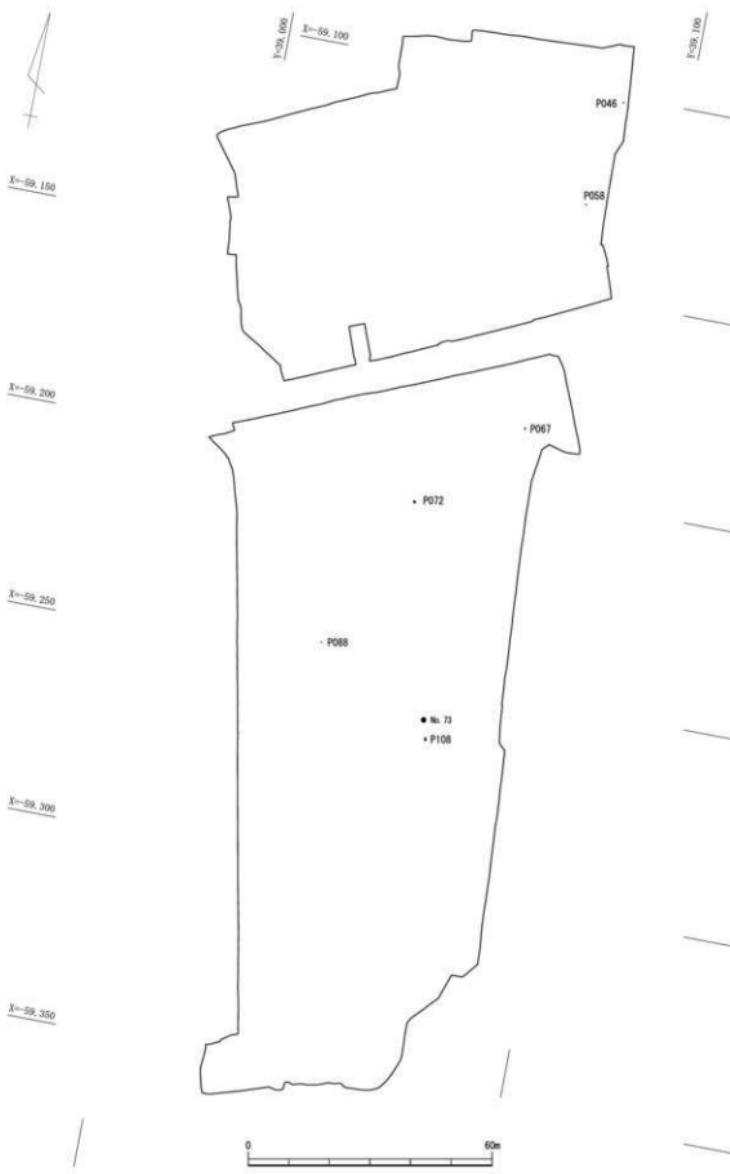
第644図 南構VII-1期の遺構



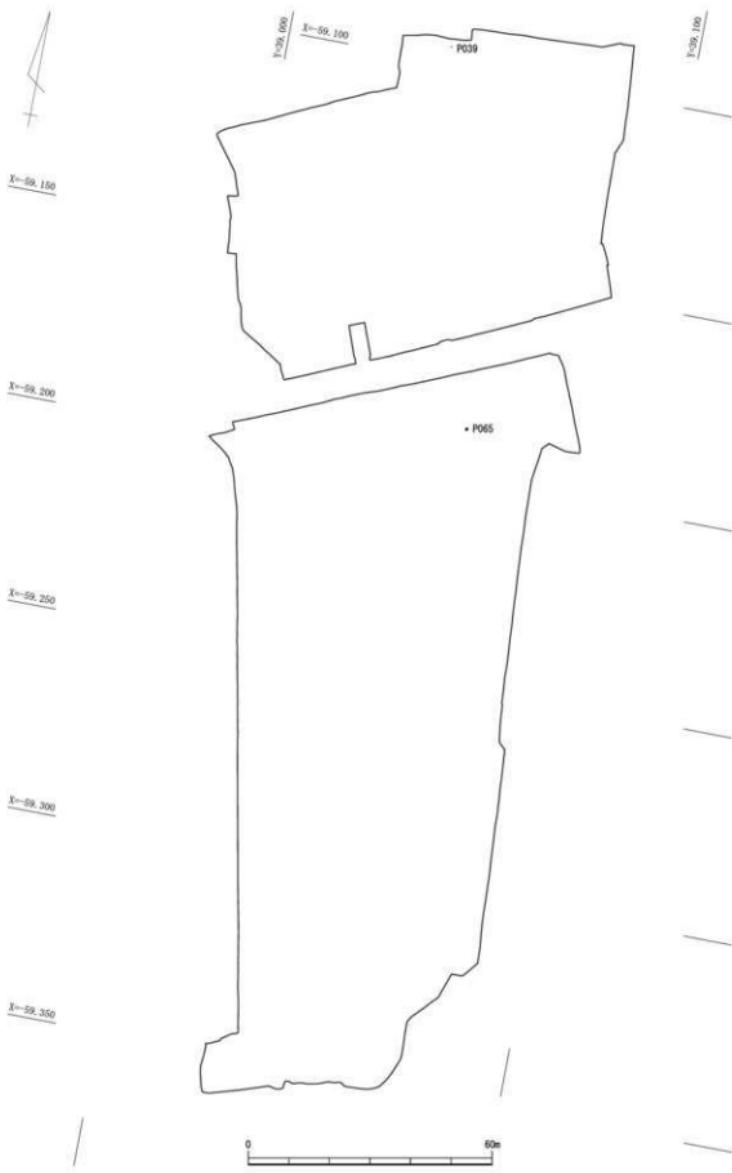
第645図 南構VII-2期の遺構



第646図 南構IX期の遺構



第647図 南横X期の遺構



第648図 南構XI期の遺構

分けることができる。しかし、この4群は前期(南構Ⅷ-1期)の分布域とは一致しない。

T群は北地区南西部にあたり、掘立柱建物3棟(SB02・SB03・SB09)とNo05地点からなる。

s群(SB03)とt群(SB02・SB09)の2期からなる。

U群は北地区南東部から南地区北東部にかけて分布する。掘立柱建物・柱穴・土壙・他からなる。掘立柱建物はSB32・SB33・SB43・SB44・SB48・SB61・SB65・SB68・SB75・SB81・SB82・SB86の12棟である。s群(SB65・SB75・SB82)・t群(SB32・SB44・SB81・SB86)・u群(SB33)・x群(SB43・SB48・SB61・SB68)の4期に分けることができる。柱穴はP031とP035の2穴、土壙はSK14の1基に限られる。他にNo21地点・No23地点・No24地点・No31地点が該当する。SK06・No23地点・No24地点はSB44と平面的に重複することから、SB44とは時期が異なるものと考えられる。

V群は南地区北半部に分布する。掘立柱建物・柱穴・土壙・他からなる。掘立柱建物はSB90・SB92・SB109・SB111・SB112・SB114・SB121・SB124の8棟である。SB124のみ総柱建物である。またSB121についても1間×1間の特異な建物である。s群(SB90・SB121)・t群(SB92・SB112・SB114)・v群(SB124)・x群(SB109・SB111)の4期に分けることができる。柱穴はP070・P075・P079・P083・P084・P141の6穴である。土壙はSK19の1基である。この他No46地点とNo49地点が該当する。

X群は掘立柱建物・柱穴・土壙からなる。掘立柱建物はSB128の1棟に限られる。柱穴はP109・P110・P123・P125・P127の5穴である。土壙はSK45とSK46の2基である。

南構IX期(平安時代～鎌倉時代：10世紀代～13世紀代) 当期になると遺構の数が急減する。掘立柱建物・柱穴・土壙・他が検出されている(第646図)。その範囲は北地区から南地区にかけて広く散在している。

掘立柱建物はSB66・SB73・SB94・SB96の4棟で、棟軸方向からB73とこれ以外の2期に分けられる。ただし前後関係は明らかにできない。柱穴はP001・P047・P114・P136の4穴で、P001は1期に、P047・P114・P136は2期に位置付けられる。土壙はSK34の1基で、3期に位置付けられる。その他はNo22地点とNo68地点の2地点で、1期に位置付けられる。

南構X期(室町時代：14世紀代) 柱穴とNo73地点が検出されている(第647図)。柱穴はP046・P058・P067・P072・P088・P108の6穴で、P058が2期、他は1期である。他にNo73地点も1期に該当する。北地区東部から南地区北東部にかけて分布している。

南構XI期(江戸時代) P039とP065の2穴に限られる(第648図)。

#### 4. 小 結

以上が南構遺跡の概要である。南構IV期～南構VI期と南構V～2期～南構VII～2期の2時期にピークが認められることは明らかである。

前者は竪穴建物と掘立柱建物から構成される時期で、特に南構V・VI期は南構古墳群が形成された時期にあたる。当該期を中心とした時期における南構古墳群との関連については、次章第1節で検討することにしたい。

後者は掘立柱建物を中心とした遺構の数が急増し、南構VII～1期との間に大きな二期が認められる。南構VII～2期は8世紀後半にあたり、周辺では但馬国分寺が創建された時期である。したがってこの二期については、但馬国分寺創建が関連する可能性が考えられる。この点についても次章第2節で検討する。

## 第2節 南構古墳群

### 1. 古墳の時期について

#### (1) 時期判断の前提

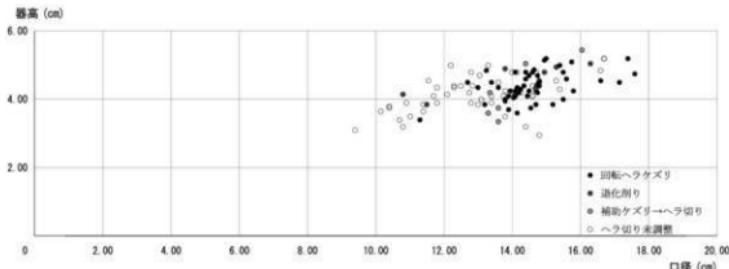
本項では南構古墳群の時期および築造順を明らかにしていくことにする。まず、古墳単位でその時期について検討していくことにする。

年代の判断基準としては、加賀見省一・山根壬生子による7世紀代の但馬の地域性を考慮した編年観(加賀見・山根1998)に従うこととしたい。その編年観は、まずヘラ削りの省略時期以降を7世紀としている。TK217型式に該当する時期である。そして当該期を大きく3段階に分けている。第1段階においては、TK43型式の形態をとりながら杯・杯蓋の底部・天井部において、ヘラ削り・補助ケズリ・退化削り・未調整のものが混在する段階である。宮ノ谷塚(豊岡市)が該当し、7世紀前半に位置付けられている。第2段階になると、口径は15・16cmと小型化の傾向は認められないが、補助ケズリを除いてヘラ削りは認められない。第3段階になるとヘラ削りは全く認められなくなり、口径が13~14cmと小型化の傾向を示す。また脚部の透かしも消失する。これと平行して杯H蓋を逆転させた形態の杯「杯I」が出現する、というものである。そして第2段階については、7世紀第3四半期~第4四半期に位置付けられている。

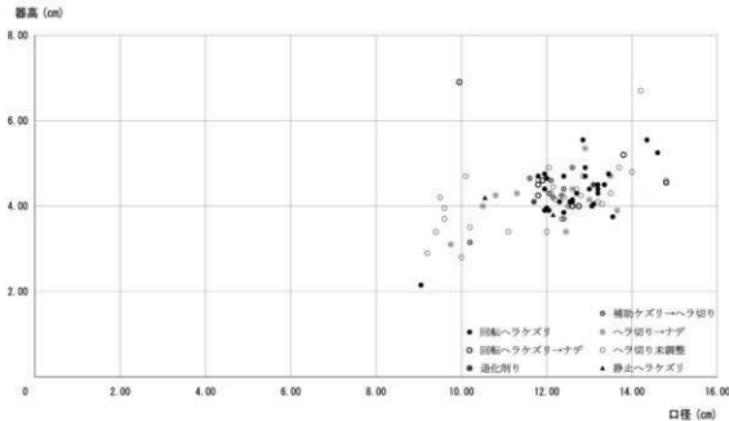
また山田邦和は「地方窯においては回転ヘラ切り不調製の杯Hを主体とする須恵器があったとする」と、それはTK209型式以前には遡りえない」と述べており(山田1988)、頗るすべき見解と考えている。

以上の前提のもと、南構遺跡および南構古墳群出土のいわゆる杯H蓋と杯Hの法量と天井部・底部の仕上げの関係をみたのが第649図・第650図である。まず杯蓋についてみると、全般的な傾向としては大型品ほど回転ヘラ削りにより仕上げられ、小型品ほどヘラ切り未調整のものが多い傾向は見てとれる。しかし詳細にみてみると、口径16.00cmを超えるものの中にもヘラ切り未調整や退化削りが認められる。逆に口径12.00cmより小型のなかにも、回転ヘラ削りによるものが認められる。そして口径12.00cm~16.00cmの範囲においては、回転ヘラ削りとヘラ切り未調整のものが混在している。さらにこの範囲内に退化削りと補助ケズリ→ヘラ切りのものも含まれている。

次に杯底部の調整を見てみると、大型品ほど回転ヘラ削りによるものが多い傾向は杯蓋と同じである。しかし詳細に見てみると大型品のなかにもヘラ切り未調整が認められたり、逆に小型品のなかにヘラ削りが認められたりする。特に口径10cm~14cmの範囲においては、回転ヘラ削り・退化削り・補助ケズリ



第649図 杯蓋の法量分布と天井部調整



第650図 杯の法量分布と底部調整

→ヘラ切り・ヘラ切り未調整が混在しており、技法と法量との相関関係を認めることはできない。また第650図で、口径が10cm以下で回転ヘラ削りのものが認められることも注目される。

以上から、南構遺跡および南構古墳群出土の杯蓋・杯についても加賀見・山根の指摘が有効であることが理解できる。そこでこの考え方・年代観をもとに南構古墳群の時期について検討していくことしたい。

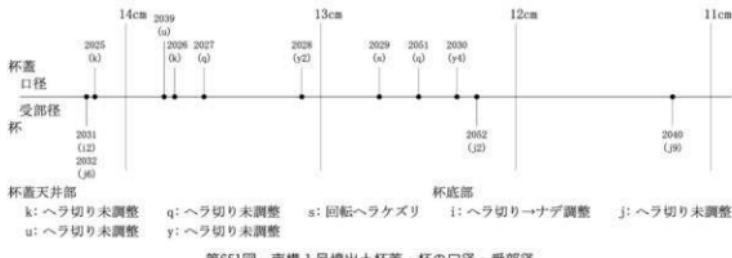
## (2) 南構1号墳

南構1号墳にともなう杯蓋・杯については、2029(杯蓋 s)のみヘラ削りが施され、他はすべてヘラ切り未調整である。そして1号墳に伴う杯蓋・杯の口径・受部径をまとめたのが第651図である。これによると法量的には最も小型の2040とこれ以外とに分けることができる。唯一ヘラ削りが施された2029についても後者のグループ内にあり、法量的にはこのグループ内では小型である。さらに2051と2052を除いては全て初葬面から出土している。よって2029を時期的に他と分けることは困難である。

以上から初葬に伴う杯蓋・杯についてはTK217型式以降と位置付けることができる。さらに、退化削り・補助ケズリも認められることから、TK217型式の2段階以降に位置付けられる。また、前章での検討結果から、初葬面から出土している長頭壺(2037)・脚付長頭壺(2038)・短頭壺(2036)・瓶(2035)・無蓋高杯(2034)についても時期的な問題はないものと考えられる。

これに対して、より小型でヘラ切り未調整の2040は追葬面から出土していることもあり、最終埋葬に伴うものとすることができる。他より小型化の傾向が認められることから、TK217型式の3段階に位置付けられる。ただし同じ追葬面から出土したとされる2039については、法量的に最終埋葬に伴うものと判断するには躊躇される。

最後に前庭部から出土した土器群についてであるが、基本的にTK217の範疇で理解できるものと考えられる。ここで問題となるのが装飾付須恵器の2079である。2079と同一個体と考えられる小壺(2076)が初葬面から出土していることから、初葬に伴うものと考えられる。したがって、前庭部から出土した土

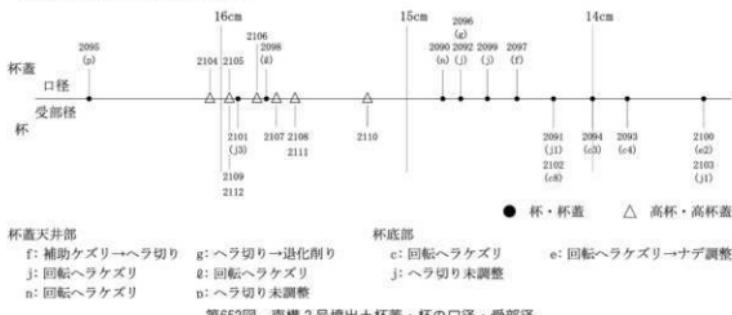


器の多くは初葬面に伴うものと理解したい。ただし、追葬面が2面検出されていることから、2051の杯蓋と2052の杯については、第1次追葬に伴うものと考えることもできる。

### (3) 南構2号墳

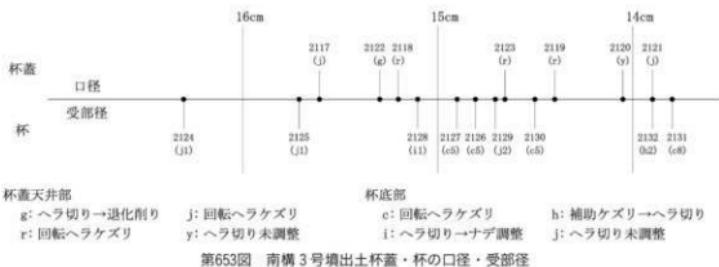
初葬面と追葬面から出土している。両面から出土した杯蓋・杯の口径・受部径をまとめたのが第652図である。大型・中型・小型のグループに分けることができる。しかし第652図のとおり最も大型の杯蓋2095(口径16.70cm)はヘラ切り未調整である。中型のグループに位置付けられる2101(杯j3)もヘラ切り未調整である。さらに初葬面から出土した土器は全体的に小型のグループに属しており、大型→小型の流れに合致していない。したがって、両面出土の土器については全て埋葬当初の位置・面は保たれていなものと判断される。

以上、本墳の杯蓋・杯には回転ヘラ削り・退化削り・ヘラ切り未調整が混在することから、TK217型式に位置付けられるものと考えられる。そして口径が11.80cm以上、16.70cm以下と大型であることから、TK217型式の第1段階に位置付けられる。有蓋高杯についても当該期に位置付けられるものと考えられる。なお、初葬時の土器と追葬時の土器を峻別することは困難である。初葬時の土器については石室外へ掻き出されたものと考えられる。



### (4) 南構3号墳

調査では初葬面と追葬面が明らかとなっていることから、少なくとも2時期の埋葬が考えられる。そこで、杯蓋の口径と杯の受部径をまとめたのが第653図である。これによると、全ての杯と杯蓋が対応するものではないことが明らかである。また、杯蓋g(2122)が退化削り、杯i1(2128)がヘラ切り後ナデ調



整と、当墳のなかでは比較的大型の土器においてもヘラ削りを省略する傾向が認められる。このため、法量から時期をわけることは困難である。

このなかで初幕面に対応する候補として、法量的に大型でヘラ削りを施す2124(j1)とこれと同タイプの2125、そして2125とセットとなるとみられる杯蓋2117(j)が挙げられる。また高杯蓋2133と高杯2134も当期に位置付けられる。そしてこれらの土器についてMT85型式を中心とした時期が考えられる。

他の土器については追葬面に対応するものと考えられる。これらの土器についてはヘラ削りの省略化が認められることからTK217型式以降と考えられる。最も小型の2131においても回転ヘラ削りによることから、その第1段階と考えられる。

#### (5) 南構4号墳

土器枕として転用された2136と2137と、それ以外の2138と2139の間には法量的な差が認められる。前者については口径16.05cm(2136)・受部径15.80cm(2137)であるのに対して、後者は2個体とも受部径13.70cmと小型である。後者については小型化の傾向が認められヘラ削りが施されないことから、TK217型式に位置付けることができる。

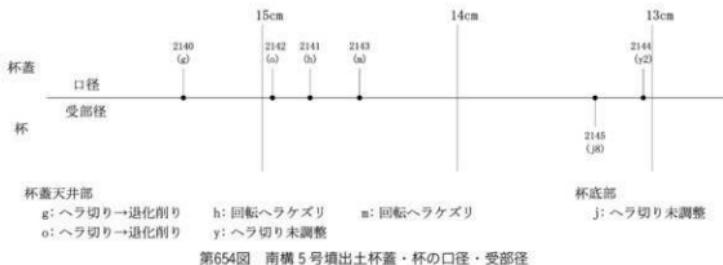
一方前者の土器についても、杯蓋の天井部は補助ケズリのみでヘラ削りの省略化が認められる。このように大型でヘラ削りの省略化がみられることから、前者についてもTK217型式の第1段階で理解することができる。よって後者の土器についてはTK217の段階でも前者より新しい段階(第2段階)に位置付けることができる。

以上から、当墳については追葬を考えるのではなく、後者の土器を副葬するにあたり古式の土器を土器枕に転用したものと考えたい。

#### (6) 南構5号墳

杯と杯蓋の口径・受部径をまとめたのが第654図である。大型と小型の2グループに分かれることができ理解できる。大型のグループについては、土器枕に転用された2140と2142を含むものである。これを除く2141と2143は法量的に近く、天井部も回転ヘラ削りにより仕上げられていることから、同時期と判断できる。一方、小型のグループの2144と2145はともにヘラ切り未調整である。法量的にも口径13.05cm(2144)、受部径13.30cm(2145)と合致することから、同時期のものと判断することができる。そして両者の間には時期差を認めることができ、小型のグループが追葬に伴う土器群と考えることができる。

ところで、大型のグループに属する土器枕として転用された2140(杯蓋g)と2142(杯蓋o)についてで



あるが、退化削りによるものでヘラ削りの省略化傾向にある土器である。したがってこの土器は大型のグループのなかでは最も新しい傾向にある土器とみることができる。このためヘラ削りが省略化傾向にある土器が土器枕として転用されていることから、他の大型のグループと同時期のものとは考えられない。

以上から、土器枕を追葬に伴うものと判断すると、初葬はTK217型式以前、追葬はTK217以降と判断することができる。初葬の時期については、杯蓋m(2143)が認められることからTK209型式に位置付けられる。追葬の時期は2144と2145の特徴から小型化が進行し始める第2段階と位置付けられる。高杯については2個体とも追葬に伴うものと判断される。

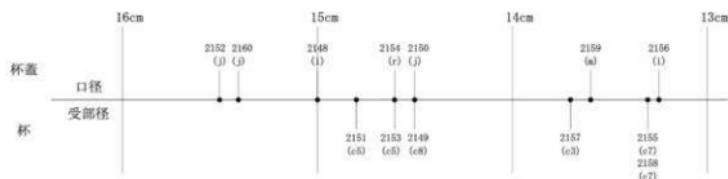
#### (7) 南構6号墳

埋葬面は2面確認されているが、埋葬時の原位置が保たれて出土した土器は認められない。出土した杯蓋・杯の法量分布をみると、口径・受部径が14cm未満のグループと14.5cm以上のグループに分けることができる(第655図)。しかし両グループの土器が混在した状態で出土しており、法量のみから分けることは困難である。ただし当墳に伴う杯・杯蓋の底部・天井部は全てヘラ削りにより仕上げられている。このため、基本的にはTK217型式より古く位置付けられる。よって口径・受部径が14cm未満のグループを小型化の傾向にあるものと捉えることは困難である。

以上から、初葬時と追葬時の間に大きな時期差は認められないものと考えられる。具体的な埋葬時期であるが、杯蓋i・同j・杯C5の特徴から初葬・追葬ともMT85型式と考えられる。

#### (8) 南構7号墳

埋葬面は1面のみであるが、土器は埋葬面とその上層から出土している。出土した杯蓋・杯の口径・



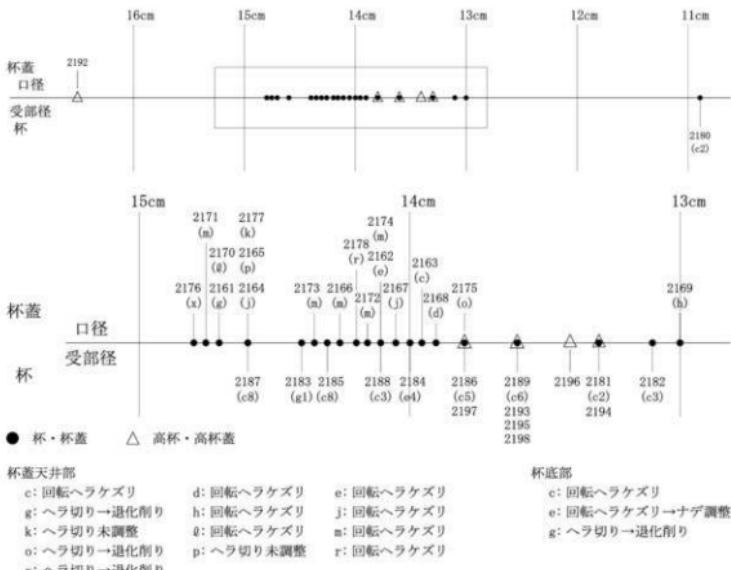
受部径の分布をまとめたのが第656図である。これによると杯の2180のみが明らかに小型である以外、13cmから15cmの間に集中している。これらをグルーピングすることは困難である。つまり杯・杯蓋の法量から時期差を判断することは困難で、さらには追葬を確認することもできない。漢道から出土した土器(2170・2171・2173)についても他の土器と明確な時期差を見出すことは困難である。

高杯に関しては、有蓋高杯は全てCタイプに分類されるもので法量的にも集中している(第656図)。ただしこれに対応する蓋であるが、形式的に対応関係にある2192については法量的に明らかに異なる。

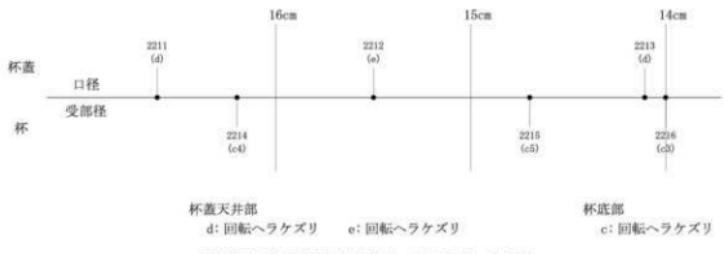
これらの土器については以下3点の特徴が認められる。①杯・杯蓋の口径(受部径)が13cm~15cmと小型化の傾向は認められない、②杯蓋では退化削りによる杯蓋g(2161)・同x(2176)・同o(2175)・杯g(2183)、ヘラ切り未調整の杯蓋k(2177)が認められる、③大型の杯蓋ほどヘラ削りを省略する傾向が強い、の3点である。以上から、これらの土器はTK217型式に位置付けられるものと考えられる。小型化の傾向が認められることから第1段階に位置付けられる。また耳を伴わない提瓶(2203)についても、その編年観から当該期に位置付けられるものと考えられる。

一方無蓋高杯D・同Bbについてはより古く位置付けることが可能と考えられる。また明らかに大型である有蓋高杯蓋の2192についても、古く位置付けることができる。そしてこれらはTK10型式まで遡らせることが可能と考えられる。題についても、当該期に位置付けられるものと考えられる。法量的に差がないとした杯のなかでも、C5タイプの2186については当該期に位置付けられるものと考えられる。

以上から、初葬時をTK10型式、追葬時をTK217型式とすることができるのではないかと考えられる。なお石室検出中に出土した2179についてであるが、これらの土器より明らかに古相を示すものである。この土器の扱いについては検討を要するものと考えられる(第8章第1節)。



第656図 南構7号塗出土杯蓋・杯の口径・受部径



第657図 南構8号墳出土杯蓋・杯の口径・受部径

## (9) 8号墳

杯蓋・杯の口径・受部径をまとめたのが第657図である。このなかで2211・2212・2216の3個体については土器枕として転用されていたもので、これを除くと2213～2215の3個体が検討の対象となる。2213と2215がセットの状態で出土しているが、形態的・法量的に同時期のものとして問題は認められない。残りの2214については法量的に先のセットより大型であるが、形態的特徴に差は認められない。土器枕を含めたいずれの土器も回転ヘラ削りにより仕上げられている。このため同時期の資料とみなすことができ、追葬を確認することはできない。具体的な時期については、TK10型式で理解できるものと考えられる。

## (10) 10号墳第1石室

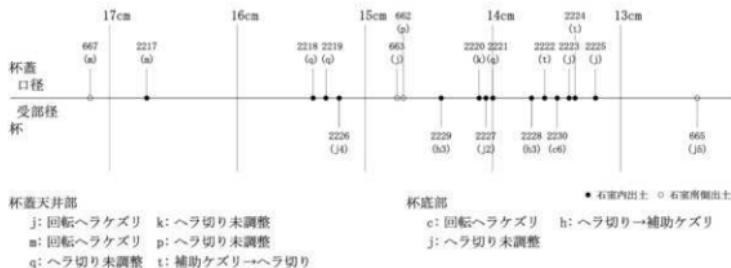
杯蓋・杯の口径・受部径をまとめたのが第658図である。これをみると大きく3つのグループにわけることができる。大型のグループは2217の1個体に限られる。天井部がヘラ削りにより仕上げられ、口径が16.70cmと大型で、古い特徴が認められる。中型のグループは2218・2219・2226の3個体で、口径・受部径が15cmを超えるにもかかわらず全てヘラ削りが省略されている。小型のグループについては、口径・受部径が14.60cm～13.10cmの大きさで、ヘラ切り未調整のもの、ヘラ削りを施すもの、補助ケズリのみのものが混在している。さらに追葬面から出土した2229と2221もこのグループ内にある。

以上から、中型のグループと小型のグループ間に時期差を認めるることは困難である。一方この両グループと大型のグループとの間には時期差をみることができる。よって大型のグループの2217については初葬に伴う土器とみることができる。

ところで第4章において、本石室の南側から出土した土器について、本石室に伴う可能性を指摘している(494ページ)。これらの土器についても第658図に「○」として表現している。これによると、これらの土器についても石室内から出土した土器と比較して技法的・法量的に齟齬は認められない。

埋葬の時期については、小型のグループに含まれる杯蓋k(2220)は第6章第2節での検討において7世紀前半とされる宮ノ谷窯b類と類似すること、ヘラ切り未調整・補助ケズリが共存することからTK217型式の1段階に位置付けられる。大型のグループの2217については、それ以前のTK209型式まで遡らせることが可能と考えられる。

また無蓋高杯Gb(2231)についても、先の検討から追葬に伴うものと位置付けることができる。さらに2232と2233についてはその出土状況からもセットであったことは明らかで、蓋の形態的特徴から初葬に伴うものとみることができる。



## (11) 10号墳第2石室

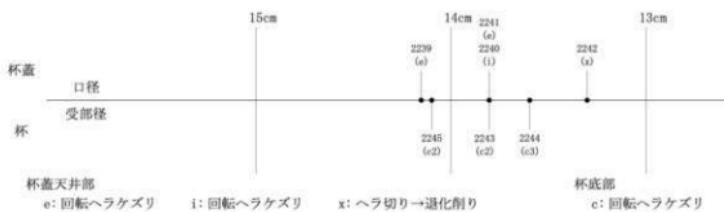
本石室から出土した杯蓋・杯は、土器枕として転用された2234(口径17.40cm)と2235(受部径16.60cm)の2点のみである。この2個体は技法的・法量的には同時期のものとみて問題ないものと考えられる。この2点は回転ヘラ削りが施されており、その形態的特徴からTK10型式に位置付けられる。

## (12) 10号墳第3石室

2236(口径13.80cm)と2237(受部径13.70cm)の2点がセットの状態で出土している。両個体については技法的・法量的にセットとして問題は認められない。法量的には10号墳第2石室より小型であること、および形態的特徴からMT85型式に位置付けられる。

## (13) 11号墳

第659図が杯蓋・杯の口径・受部径をまとめたものである。全体として法量的に集中傾向が認められる。このなかで土器枕として転用された2240と2243を除くと、2239と2245、2241と2244がセットであったものと考えられる。これらの資料のなかですべての個体が回転ヘラ削りにより仕上げられている。ただし2242は退化削りである。法量的に最も小型であるが、他と大きな差は認められない。このため、当墳はヘラ削りの簡略化が始まった時期、TK217型式の1段階に位置付けることができる。



## 2. 古墳の変遷

これまでの検討から、南構1号墳初葬をTK217型式の2段階、同追葬を3段階、南構2号墳をTK217型式の1段階、3号墳第1石室(初葬)をMT85型式、同追葬をTK217型式の1段階、南構4号墳をTK217型式の2段階、南構5号墳初葬をTK209型式、同追葬をTK217型式の2段階、南構6号墳をMT85型式、南構7号墳が初葬をTK10型式、追葬をTK217型式の1段階、南構8号墳をTK10型式、南構10号墳第1石室初葬がTK209型式、同追葬がTK217型式の1段階、同第2石室がTK10型式、同第3石室をMT85型式、南構11号墳をTK217型式の1段階に位置付けることができる。

以上を時期別に分類すると、TK10型式(南構7号墳初葬・南構8号墳・南構10号墳第2石室)→MT85型式(南構3号墳第1石室初葬・南構6号墳・同10号墳第3石室)→TK209型式(南構5号墳初葬・同10号墳第1石室初葬)→TK217型式(南構1号墳初葬・同1号墳追葬・同2号墳・同3号墳第1石室追葬・同4号墳・同5号墳追葬・同7号墳追葬・同10号墳第1石室追葬・同11号墳)と、大きく4時期に区分することができる(第45表)。以後それぞれの時期区分を古墳群1期~4期と呼称し、検討を進めていくことにしたい。

まず各時期における前後関係を検討していきたい。

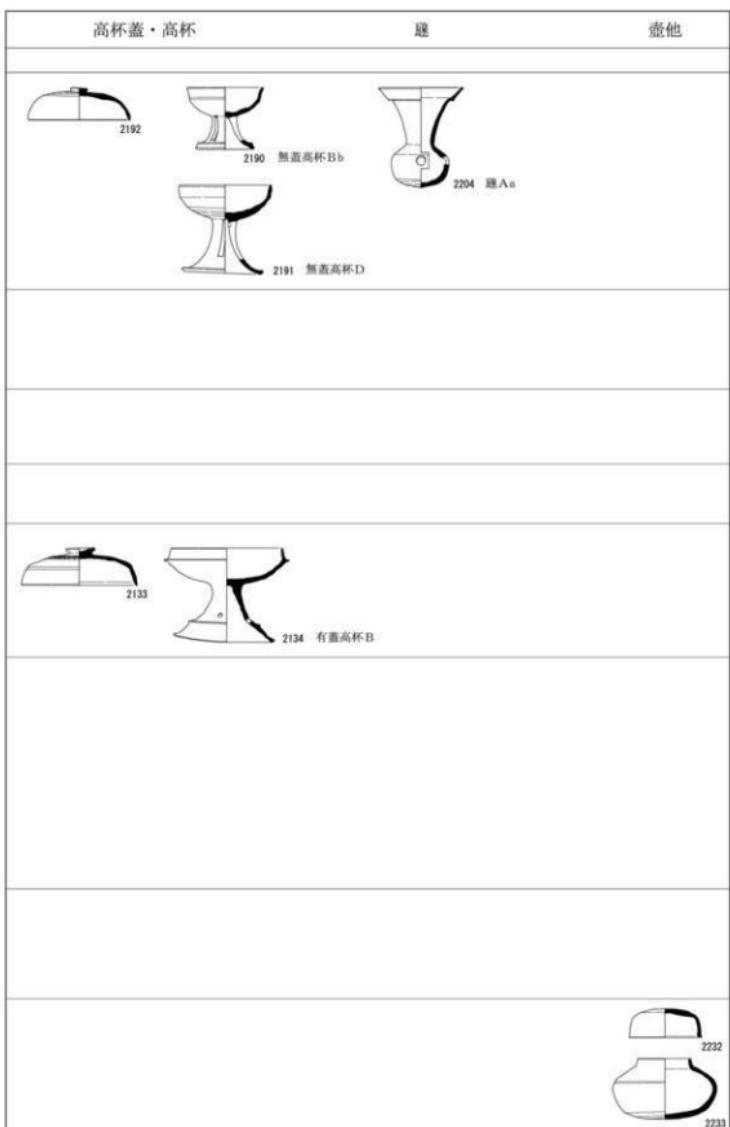
古墳群1期(第660図・第661図) 南構7号墳初葬・南構8号墳・南構10号墳第2石室が検討対象である。前者で検討対象となる杯は南構7号墳出土杯C5の2186の1個体である。そしてこの杯C5については8号墳からも出土している。このため、両者の前後関係を明確にすることは困難である。南構10号墳第

第45表 古墳群の埋葬時期

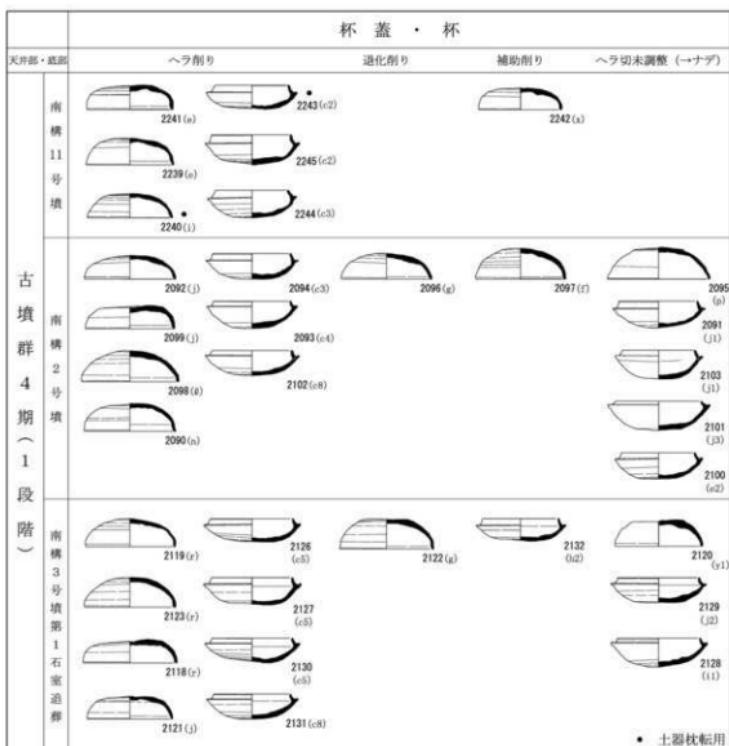
南構古墳群	古墳群1期	古墳群2期	古墳群3期	古墳群4期		
				1段階	2段階	3段階
陶邑編年	TK10型式	MT85型式	TK209型式		TK217型式	
南構7号墳初葬	●					
南構8号墳	●					
南構10号墳第2石室	●					
南構10号墳第3石室		●				
		↓				
南構3号墳第1石室初葬		●				
		↓				
南構6号墳初葬		●				
南構6号墳追葬		●				
南構5号墳初葬			●			
			↓			
南構10号墳第1石室初葬			●			
南構11号墳				●		
				↓		
南構2号墳					●	
南構3号墳第1石室追葬					●	
南構7号墳追葬					●	
南構10号墳第1石室追葬					●	
南構1号墳初葬						●
南構5号墳追葬						●
南構4号墳					●	
南構1号墳追葬						●

		杯 蓋 ・ 杯
天井部・底面		ヘラ削り
古 墳 群	南橋7号墳初舞	 (c5)
1 期	南橋6号墳	2211(a), 2212(e), 2216(c3), 2214(c4), 2215(c5) 2213(d)
	10号墳第2石室	2234(e), 2235(a3)
古 墳 群	南橋3号墳第1石室初舞	2236(e), 2237(c6) 2117(j), 2124(j1), 2125(j1)
2 期	南橋6号墳	2148(i), 2150(j), 2151(c5), 2155(c7), 2157(c3) 2156(l), 2152(j), 2153(c6), 2158(c7), 2149(c8) 2159(n), 2160(j), 2154(r)
古 墳 群	南橋5号墳初舞	2141(h), 2143(a)
3 期	10号墳第1石室初舞	2217(n), 667(n)
		● 土器枕転用

第660図 副葬土器の変遷(1-1)



第661図 副葬土器の変遷(1-2)



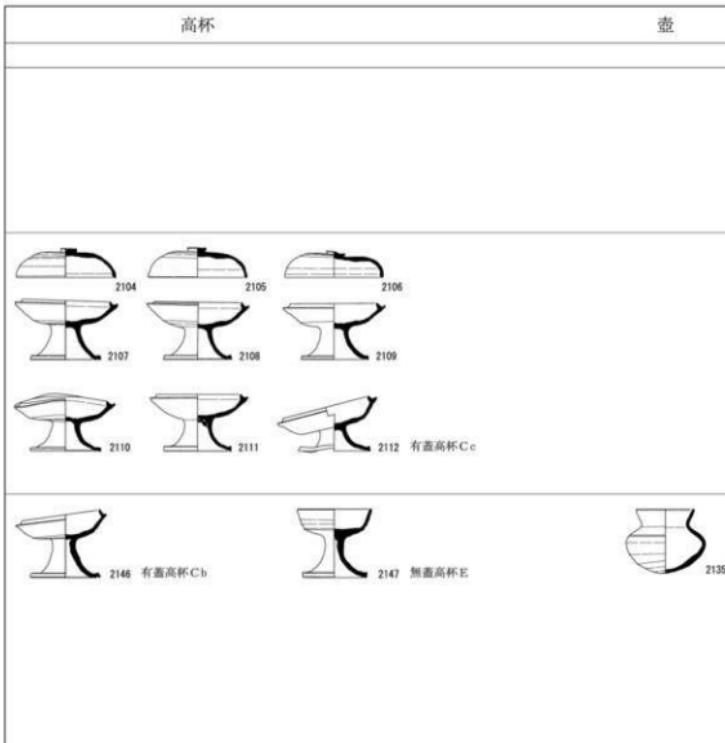
第662図 副葬土器の変遷(2-1)

2石室についても両石室と明確な差を指摘することは困難である。

古墳群2期(第660図・第661図) 南構3号墳第1石室初葬・南構6号墳・同10号墳第3石室が検討対象である。10号墳から出土した杯蓋e(2236)は口縁端部の形態からTK10に近い特徴が認められる。一方6号墳から出土した杯蓋については杯蓋i(2148・2156)・杯蓋r(2154)などが認められ、より後出の特徴が認められる。杯についても、10号墳第2石室出土の2237の形態がより前出の傾向が認められる。

南構3号墳初葬については、形態的特徴から10号墳第2石室より新相を示すことは明らかである。6号墳との関係であるが、杯蓋については杯蓋jが共通して認められる一方、6号墳には杯蓋i(2148・2156)・杯蓋r(2154)などの新しい様相も認められる。さらに杯についても3号墳初葬のほうが古い様相を呈している。よって6号墳より古く位置付けられる。

以上、南構10号墳第3石室→南構3号墳第1石室初葬→南構6号墳の埋葬順を捉えることができる。古墳群3期(第660図・第661図) 南構5号墳初葬と同10号墳第1石室初葬が検討対象である。前者には杯蓋g(2140)のように古相を示すものが認められるのに対して、後者は全体的に新相を示すものからなる。よって、南構5号墳初葬→同10号墳第1石室初葬の埋葬順が復元できる。



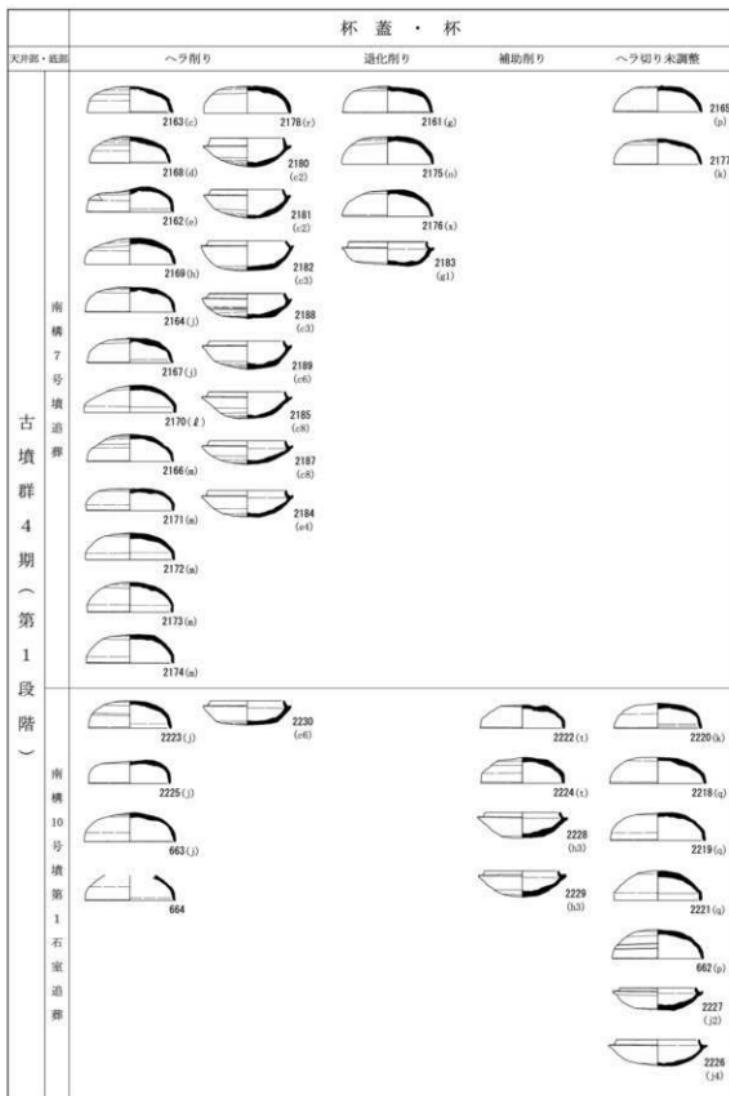
第663図 副葬土器の変遷(2-2)

古墳群4期(第662図・第663図) 南構1号墳初葬・追葬、同2号墳、同3号墳第1石室追葬、同4号墳、同5号墳追葬、同7号墳追葬、同10号墳第1石室追葬、同11号墳が検討対象である。このなかで南構1号墳追葬がTK217型式の2段階~3段階とされたことから、最も新しく位置付けられる。

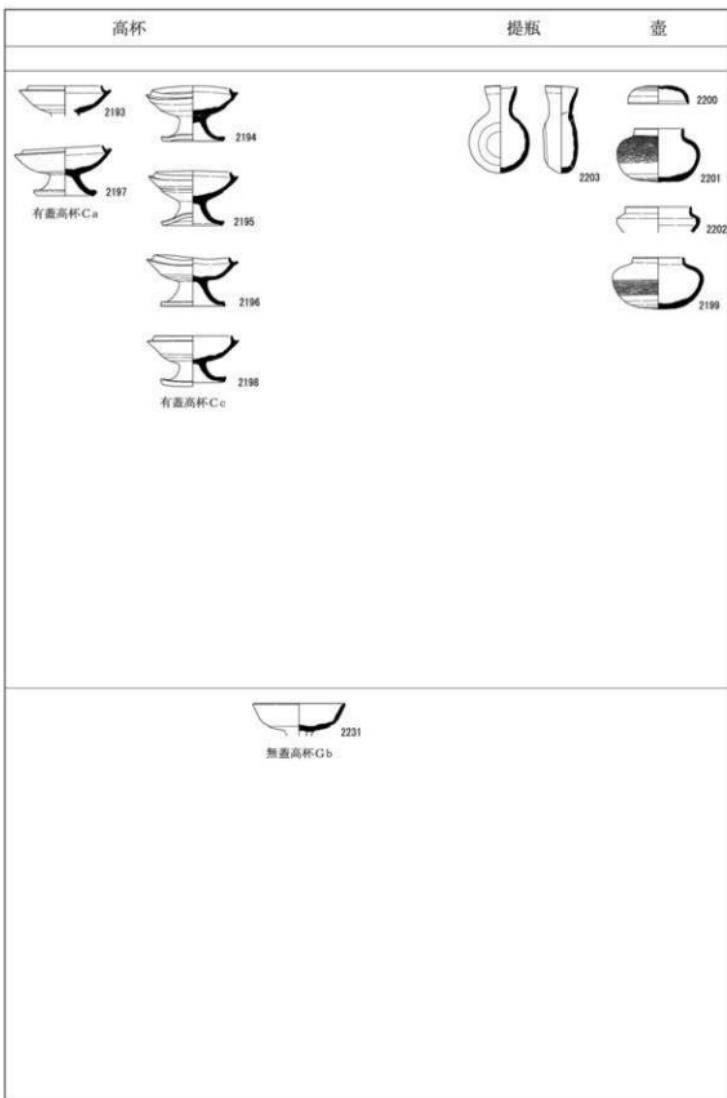
ここで南構5号墳追葬については先の検討でTK217型式2段階とした。これは南構1号墳の初葬時に近い時期と考えらえる。両者を比較してみると法量的・技法的に明確な差を見出すことは困難である。また同じく2段階とした南構4号墳については、「退化削り」を含めてヘラ削りが全く認められないため、このなかではより新しい傾向にあるものと考えられる。

次に11号墳についてであるが、2242の1点が退化削りでヘラ削りの省略化傾向にあるとしてTK217型式としたもので、TK209型式により近い時期と考えられる。よって当期のなかでは最も古く位置付けられるものと考えられる。一方南構2号墳・同3号墳第1石室追葬・同7号墳追葬・同10号墳第1石室追葬については時期差を見出すことは困難である。

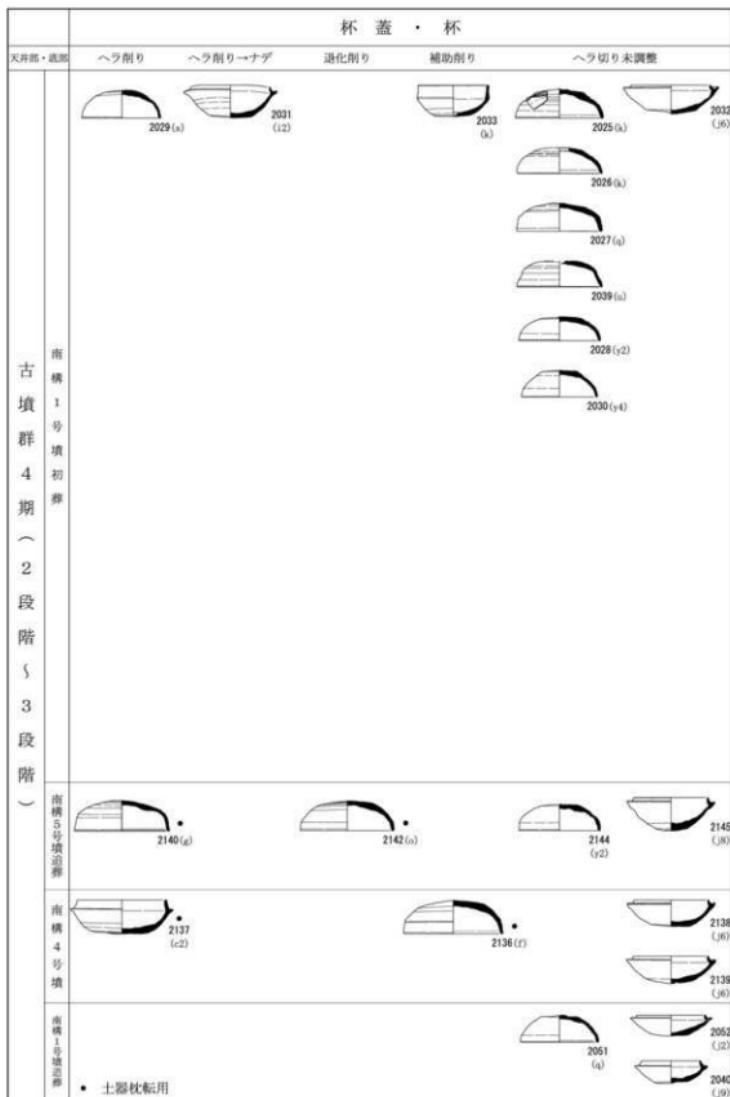
以上から当期については、南構11号墳→同2号墳・同3号墳第1石室追葬・同7号墳追葬・同10号墳第1石室追葬→南構1号墳初葬・南構5号墳追葬・南構4号墳→同1号墳追葬の築造順を復元すること



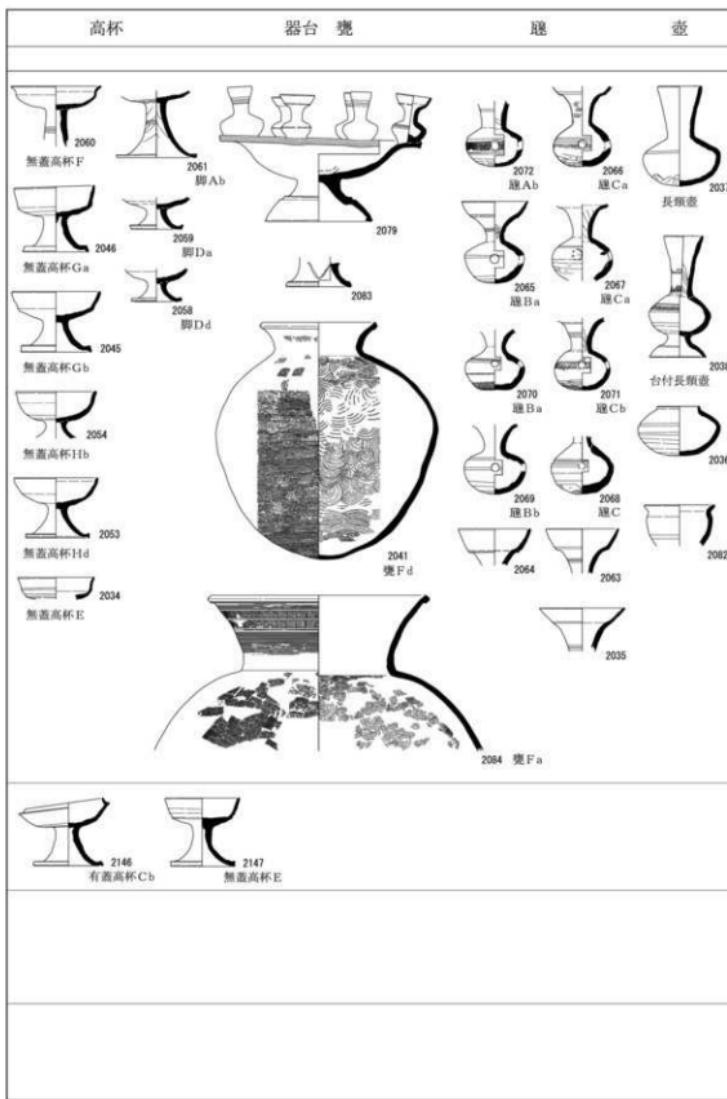
第664図 副葬土器の変遷(3-1)



第665図 副葬土器の変遷(3-2)



第666図 副葬土器の変遷(4-1)



第667図 副葬土器の変遷(4-2)

ができる。

なお南構9号墳については遺物が全く出土していないため時期を特定することはできなかった。ちなみに9号墳の石室主軸方位が最も近いのは南構10号墳第1石室である。また石室が堅穴系横口式石室であることから、南構1号墳より古い時期に位置付けられるものと考えられる。

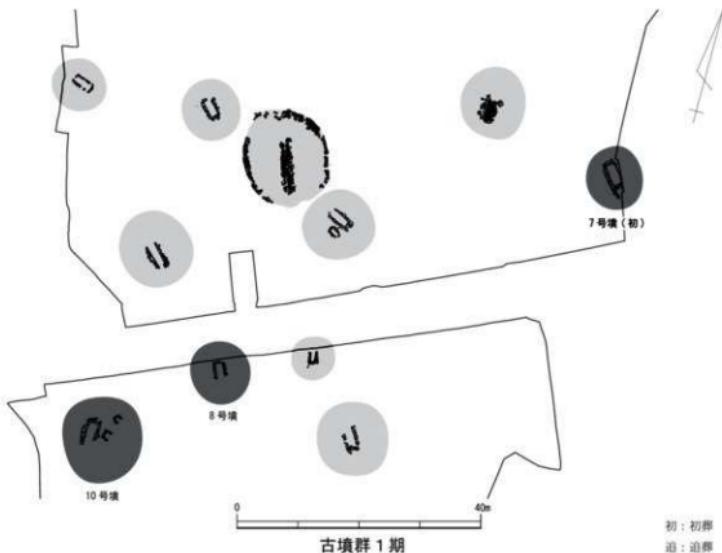
これらをまとめたのが第45表である。なお前節における南構遺跡との対比において、古墳群1期(第668図)が南構V-1期に、同2期(第669図)が南構V-2期に、同3期(第669図)が南構VI-1期に、同4期(第670図)が南構VI期に該当する(第46表)。

### 3. 古墳群の特徴について

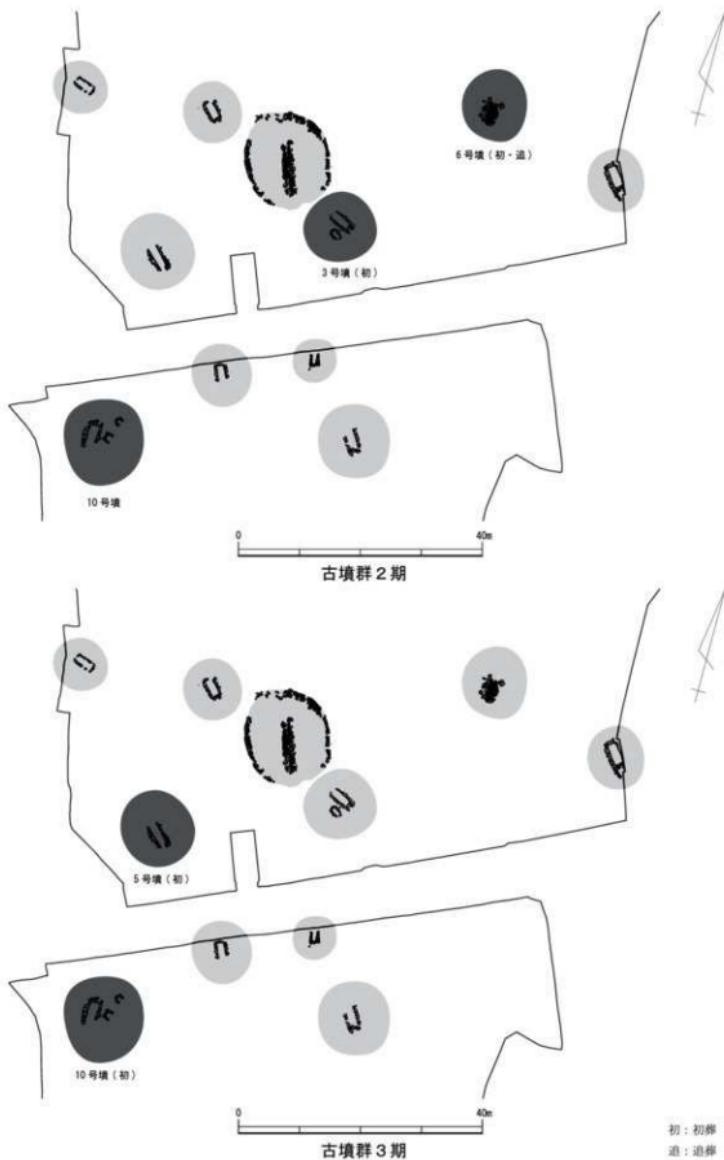
前項までの検討において、南構古墳群はTK10型式からTK217型式まで存続した古墳群であることが明らかとなった。以下第6章における遺物の検討を踏まえ、①埋葬施設の特徴、②副葬品の特徴、③被葬者の特徴、④古墳群の立地についての検討を行うこととする。なお南構古墳群については、調査地以外にも古墳が存在する可能性が高い。ただし地下に埋没しているため、その概数を明らかにすることは困難である。以下この点についても考慮し、検討していくことにしたい。

#### (1) 埋葬施設について

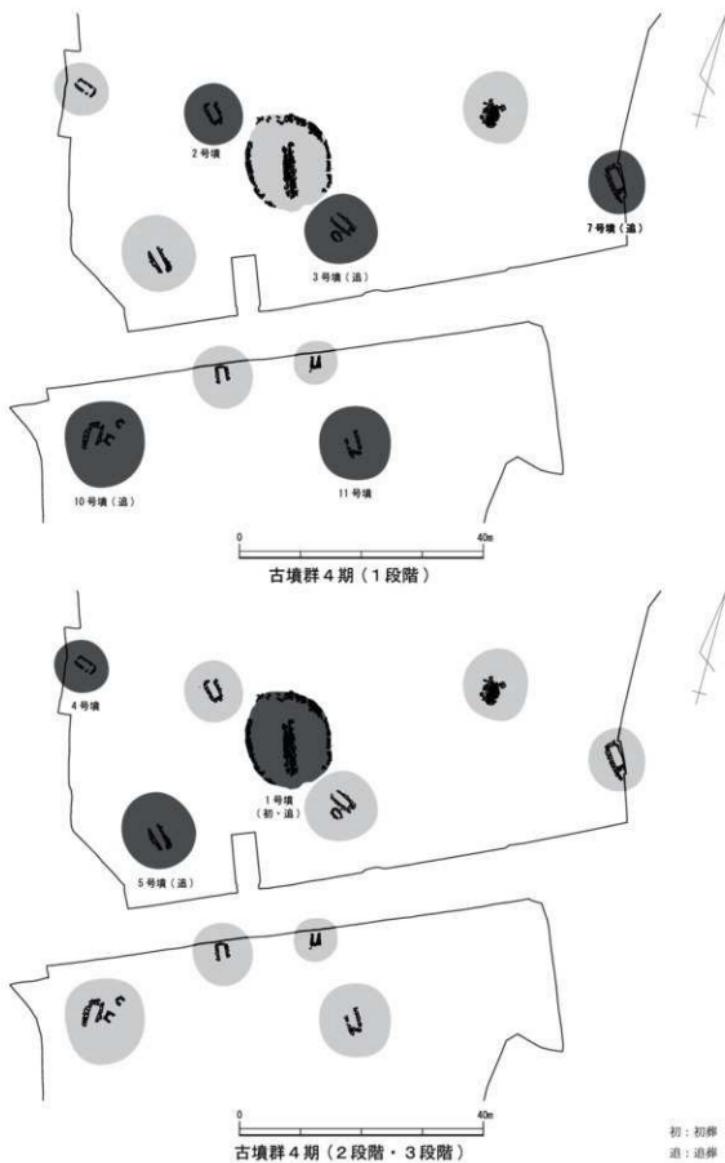
南構1号墳を除く石室のなかで最も良好に残存しているのが南構7号墳である。南構7号墳は墓道と玄室が残存しており、その特徴は堅穴系横口式石室の特徴を備えたものである。他の石室についても南構7号墳で見られた特徴を確認することができる。具体的には、残存状況の良好な石室については墓壙



第668図 古墳群の変遷(古墳群1期)



第669図 古墳群の変遷(古墳群 2期・3期)



第670図 古墳群の変遷(古墳群 4期)

を掘削後基底石が据えられていること(南構2号墳・同3号墳第1石室・同5号墳・同10号墳第1石室)、同規模の基底石が全周すること(南構2号墳・同3号墳第1石室・同4号墳・同5号墳・同7号墳・同9号墳)が挙げられる。南構5号墳・同10号墳第1石室・同11号墳についても、礫床の残存状況から基底石が全周していたものと考えられる。南構6号墳・同8号墳・同10号墳第2石室についても、その特徴が南構1号墳を除く各石室と残存する限りにおいて同じくすることから、同様の石室と考えられる。以上から、南構1号墳が横穴式石室である以外、他の石室は全て堅穴系横口式石室と考えられる。

堅穴系横口式石室の用材については全て溶岩が用いられている。ただし溶岩の使用に際し、石室内側の面について加工し面を整えた石室(南構3号墳第1石室・同5号墳・同7号墳・同8号墳・同10号墳第1石室・同10号墳第2石室・同11号墳)、比較的の面をなす溶岩を選択的に使用した石室(南構6号墳)、そのまま使用していた石室(南構2号墳・同3号墳第2石室・同4号墳・同9号墳)が認められる。

埋葬面については、1面のみのもの(南構3号墳第2石室・同4号墳・同5号墳・同7号墳・同9号墳・同10号墳第2石室・同11号墳)と、新たに追葬面が整えられたもの(南構2号墳・同3号墳第1石室・同6号墳・同10号墳第1石室・同第3石室)が認められる。

初葬面の用材については、溶岩を用いたもの、河原石を用いたもの、両者を用いたものの3タイプが認められる(第671図～第674図)。溶岩は周囲の基盤層中から豊富に入手可能なものである。河原石については南構古墳群の南側を流れる稲葉川から採取した河床礫との推定がなされている(第5章第7節)。しかし、入手の容易さにおいて溶岩(玄武岩)との差はないものと考えられる。

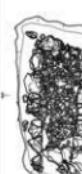
礫床として溶岩が用いられた石室は、南構2号墳・同3号墳第1石室・同6号墳・同7号墳・同9号墳・同10号墳第2石室・同11号墳の7石室である。河原石を用いた石室は南構8号墳・同10号墳第1石室・同10号墳第3石室の3基である。このなかで南構6号墳においては、平坦面を有する溶岩を選択し、その面が上面になるよう隙間なく敷き詰められていた。上記7石室のなかでは最も丁寧な床面の施工である。

さらに溶岩を用いた後その上面に河原石を敷き均した例が、南構4号墳と同5号墳の2基に認められる。この河原石については流紋岩との分析結果が得られている(第5章第7節)。特に南構5号墳については、溶岩の並べ方について他の溶岩を用いた石室とは異なる。まず平坦面を有する同規模の溶岩を選別し、その平坦面が上側になりかつその面のレベルが一定になるようにし、さらに各溶岩の隙間がなくなるように並べられていた(写真図版300)。さらにその上面に敷かれた河原石は、径2～4cm大の円礫が使用されていた。玉砂利を彷彿させるものである。岩石同定においては流紋岩との分析結果が得られている(第5章第7節)。先述した溶岩の並べ方もこの円礫を敷き均すことを前提としたものであったことがよく理解できる。

一方南構4号墳においては、溶岩の上面の整え方、溶岩相互の隙間については、5号墳のほどの丁寧さは認められない。さらに河原石についても大きさはほぼ同じであるが、亜円礫が主体でその形状は様々である。

以上から、南構5号墳の床面が最も丁寧なつくりであると言える。なお時期ごとにその床面施行の傾向の変化を捉えることはできない。

追葬面の用材については南構6号墳と同10号墳第3石室については河原石が用いられ、他の石室(南構2号墳・同3号墳第1石室・同10号墳第1石室)については溶岩が用いられている(第671図～第674図)。この結果、南構2号墳と同3号墳第1石室は初葬・追葬ともに溶岩のみ用いており、河原石の使用は認

		古墳群1期			古墳群2期	
		南構7号墳初葬	南構8号墳	南構10号墳 第2石室	南構10号墳 第3石室	南構3号墳 第1石室初葬
石室主軸方位		N 	N 	N 	N 	N 
	石室平面 (1/160)					
		5.60 m <sup>2</sup>				3.39 m <sup>2</sup>
石室横断面 (1/160)						
床面	追葬面	—	—	—	河原石	—
	初葬面	溶岩	河原石	溶岩	河原石	溶岩

第671図 石室の変遷(1)

められない。逆に10号墳第3石室のみ初葬面・追葬面も河原石が用いられている。

なお溶岩を石材とした石室としては、岩倉古墳群(武庫川女子大学考古学研究会1976 豊岡市)・若宮神社古墳(豊岡市)・藤井1号墳(山田2021 豊岡市)などに例が認められ、南構古墳群に限られた例ではない。

最後に石室の主軸方向と建造時期との関係についてみてみたい。先に設定した時期ごとにその石室の主軸方向をまとめたのが第675図である。これによると、同時期=同方向とは限らないことが理解できる。ただし古墳群1期・同2期・同4-1期においては、そのなかの2基はほぼ同方向を示す傾向は認められる。そして古墳群4-2・3期を除いては、各期とも大きく2方向を示している。

古墳群2期		古墳群3期		古墳群4期 1段階	
南構6号墳初葬	南構6号墳追葬	南構5号墳初葬	南構10号墳 第1石室初葬	南構11号墳	南構2号墳
		5.41 m <sup>2</sup>	5.60 m <sup>2</sup>	3.98 m <sup>2</sup>	3.43 m <sup>2</sup>
—	河原石	—	—	—	溶岩
溶岩	溶岩	河原石(円礫) + 溶岩	河原石	溶岩	溶岩

第672図 石室の変遷(2)

## (2)副葬品の特徴について

副葬品としては、土器・金属製品・石製品・玉類が挙げられる。先に土器について検討したように、追葬面・初葬面が明確であった石室においても、必ずしもその面と土器の示す時期が一致しないことが明らかとなっている。このため、土器以外の副葬品についても、出土した面=副葬された面とはならない点に注意する必要がある。したがって、土器以外の副葬品について埋葬時を明確にすることは困難である。以下、この点を前提として検討を進めていくことにしたい。

土器 副葬された土器について、まず須恵器に限られ土師器は全く認められない点が一つの特徴として指摘することができる。須恵器については、杯蓋と杯を基本とし、高杯がこれに次いで多く認められる。

		古墳群4期				
		1段階		2段階		
		南構3号墳 第1石室追葬	南構10号墳 第1石室追葬	南構4号墳	南構1号墳初葬	南構5号墳追葬
石室主軸方位		N 	N 	N 	N 	N 
石室平面 (1/160)						
		3.39 m <sup>2</sup>	5.60 m <sup>2</sup>	3.10 m <sup>2</sup>	10.45 m <sup>2</sup>	5.41 m <sup>2</sup>
石室横断面 (1/160)						
床面	追葬面	溶岩	溶岩	—	—	—
	初葬面	溶岩	河原石	河原石 + 溶岩	溶岩	河原石(円礫) + 溶岩

第673図 石室の変遷(3)

他に高杯蓋・壺蓋・壺・甕・提瓶が認められる。甕については明らかに石室内に副葬された例は認められない。南構1号墳前庭部から出土していることから、石室入口に置かれていたものと考えられる。この他、南構1号墳から出土した装飾付須恵器が注目される。この点については後述する(761ページ)。

ところでこれまでの検討において、杯と杯蓋の個数が合致しない例がほとんどであった。この点について、一つは追葬時もしくはその後の擾乱による結果とみることができる。さらには、「須恵器の蓋も容器に使っていた」という内山敏行の説(内山1997)も頗るすべきものと考えられる。

金属製品 鉄刀・刀子・鉄鎌・馬具・鉄針・鉄鋸・鉄斧・耳環が出土している。最も多く出土しているのは鉄鎌で、先に検討したように(第4章第13節)、副葬品が明らかとなった石室のなかで南構4号墳を

古墳群4期			
3段階			
南構1号墳追葬	南構3号墳 第2石室	南構8号墳	
			
			
10.45 m <sup>2</sup>	1.02 m <sup>2</sup>		
			
河原石	—	—	
河原石 + 溶岩	溶岩	溶岩	

第674図 石室の変遷(4)

あつものと考えられる。馬具については、南構1号墳と同7号墳において副葬が認められる。馬具について注意すべき点は、特に絞具について土器から判断される埋葬時期と符合しないことである。絞具の方が古い年代観が示されている(第6章第3節)。一部は5世紀代(南構Ⅳ期)とされている。当該期は堅穴建物を中心とした集落が営まれていた時期である。この集落で使用されていたものが、その後古墳に副葬された可能性も考えられる。引手金具についても副葬された石室より古い年代観を有するもので、絞具と同様の経過のもと副葬された可能性が考えられる。

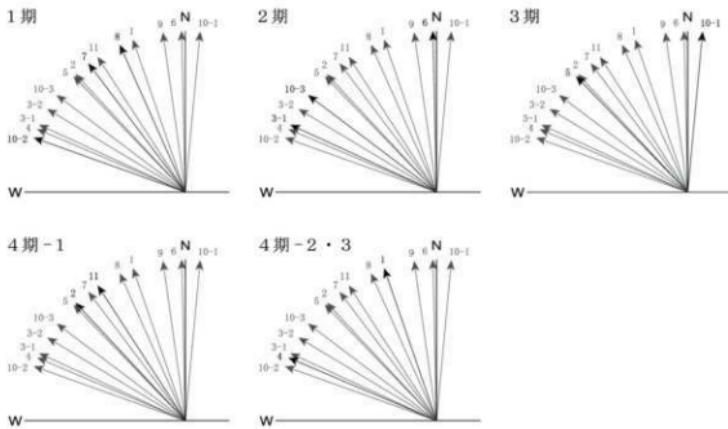
除外全ての石室から出土している。鉄鏃がより一般的な副葬品であったものと考えられる。

刀子については南構1号墳・同5号墳・同7号墳・同8号墳から出土している。各石室における副葬時期を明確にすることはできないが、その初葬時期は、南構1号墳が古墳群4期、同5号墳が古墳群3期、同7号墳と同8号墳が古墳群1期に位置付けられる。よって、各時期の限られた石室のみに副葬されたものと考えられる。このなかで南構7号墳においては追葬に伴うことが明らかとなっている。

刀子は鉄鏃に続いて多く出土している。鉄鏃が副葬されていた石室のなかで、刀子が認められないのは南構1号墳と同5号墳に限られ、他の石室においては鉄鏃と刀子がセットとなっている。ここで注目されるのが、刀子が副葬された石室との関係である。刀子が副葬された南構1号墳・同5号墳・同7号墳・同8号墳をみると、南構5号墳においては刀子の副葬は認められない。南構1号墳と同8号墳においては刀子の副葬は認められるが、その点数は南構1号墳が2点、同8号墳が1点と決して多くはない。

南構1号墳においては2点として報告しているが、小片での出土によるもので、当初は同一個体であった可能性も考えられる。多くの石室において複数の副葬が認められるのとは対象的である。逆に刀子のなかで大型としたタイプIは南構11号墳、タイプIIは同6号墳と同10号墳第1石室となっている。

このように刀子と刀子の副葬は補完関係に



第675図 時期別石室主軸方向

**玉類** 南構1号墳・同2号墳・同3号墳・同4号墳・同6号墳・同10号墳第1石室・同10号墳第3石室から出土している。南構4号墳で白玉が各1点ずつ出土している以外は、複数種の玉が複数個出土している。南構1号墳と同4号墳での副葬状況の復元は困難である。他の石室における副葬は、数珠状をなした状態で被葬者に装着されていたものと考えられる。特に勾玉をはじめ多種多量の副葬が認められる南構2号墳・同3号墳第1石室、多くの管玉とともに重層ガラス玉を含む多くの丸玉が副葬された同6号墳は、玉類が主要な副葬品であった石室とみることができる。

なお鉄刀が副葬された南構5号墳と同7号墳においては玉類の副葬が認められない点は注目される。この他石製紡錘車が副葬された石室との関係をみると、南構3号墳においては玉類の副葬も認められるが、同7号墳においては玉類の副葬は認められない。当該期の紡錘車が副葬された古墳の被葬者については、必ずしも女性とは限らないとする角南聰一郎の説(角南2006)を肯定するものである。

**石製品** S66とS67の紡錘車に限られる。角南聰一郎による年代観では、古墳に副葬される時期は6世紀後半から7世紀初頭にピークがあるとされ、南構古墳群の副葬例はこれに適うものである。

### (3) 被葬者について

副葬品のみから被葬者の性別を明らかにすることは困難である。鉄刀が副葬され玉類が副葬されていない南構5号墳については男性が、逆に玉類が主要な副葬品とされた南構2号墳・同3号墳第1石室・同6号墳には女性が埋葬された可能性が考えられる。

### (4) 頭位について

頭位については、南構2号墳・同3号墳第1石室・同4号墳・同5号墳・同6号墳・同8号墳・同10号墳第1石室・同第2石室・同11号墳において、土器枕の位置等から北西側であることが明らかとなっている(第4章第13節)。このなかで、南構2号墳・同6号墳・同10号墳第1石室においては玉類の出土が認められ、いずれも頭位側から出土している。この結果から判断すると、南構3号墳においても北西

側から玉類が出土しており、北西側が頭位と判断できるものと考えられる。また南構10号墳第3石室においても、その玉類の出土位置から判断して北西側が頭位の可能性が高いものと考えられる。

以上から、頭位は石室開口部とは反対側、北西側にあるものといえる。つまり開口部は集落側を向いているといえ、集落との関係において注目される。詳しくは次章で検討したい。

#### (5) 古墳群の立地について

最後に南構古墳群の特徴として指摘しなければならないのが、その立地である。南構古墳群は谷底平野に立地する(第1章第1節)。ある種の埋没古墳といえる。南構古墳群が位置する但馬においては、その立地が山地・丘陵部にある点を特徴としている。南構古墳群のような立地にある但馬の古墳(群)としては、万久里マシバ古墳群(山根1992:八鹿市)・若宮神社古墳(豊岡市)等と限られている。万久里マシバ古墳群は4基からなる古墳群であるが、埋没しているのは3基である。このため、南構古墳群は但馬のなでは最大規模の埋没古墳群といえる。

### 4. 南構1号墳について

南構1号墳は、前項でみたように南構古墳群中唯一横穴式石室を埋葬施設とする古墳である。床面のみの検出であったが、古墳群4期(TK217型式)の2段階を初葬とし、同3段階に追葬が行われたことが明らかとなった。調査で明らかとなった南構古墳群のなかでは最も新しく位置付けられる。

まず墳丘の規模について検討したい。当墳の墳丘規模については裾部の列石により明らかで、南北方向で15.60m、東西方向で13.70mのやや楕円傾向にある円墳である。今回の調査で明らかとなった南構古墳群のなかでは最大規模である(第10表)。

当墳の特徴のひとつに裾部の列石が挙げられる。残存していないかった箇所も認められるが、当初は全周していたものと考えられる。渡辺邦雄によると、列石を採用する古墳は群集墳のなかの有力墳とされている(渡辺1995)。

次に石室の規模についてその特徴を明らかにしたい。第4章で復元された南構1号墳の石室の規模は、全長8.50mの片袖式石室である。玄室規模は、全長5.50m、幅1.90mを測り、玄室床面積は10.45m<sup>2</sup>である。また羨道幅の規模は全長3.00m、幅1.60mを測り、袖幅は30cmである。

ところで但馬における横穴式石室の規模については、円山川中流域の大型墳を中心に谷本一進によりまとめられている(谷本2008)。このなかで谷本は、大型石室の目安として、①石室全長10m、②玄室全長4.00m、③玄室幅2.10m、④玄室高2.50m、⑤玄室床面積9m<sup>2</sup>、⑥玄室堆積20m<sup>3</sup>を挙げている。④と⑥については比較できないが、②と⑤について南構1号墳は上記条件をクリアしている。

玄室床面積に関して片袖式石室でみると、ケゴヤ古墳(15.50m<sup>2</sup>:豊岡市)、風谷1号墳(14.00m<sup>2</sup>:豊岡市)、こうもり塚古墳(12.70m<sup>2</sup>:義父市)、万久里4号墳(10.70m<sup>2</sup>:義父市)に次ぐ規模である。したがって、特に南構1号墳が大型であるとは言い切れないが、これに次ぐ規模の横穴式石室といえるのではないかと考えられる。

最後に注目したいのが装飾付須恵器である。前庭部を中心に出土し、その一部が石室内から出土している(第385図)。ベースとなる2079とこれに附属すると考えられる2073や2075が石室南側延長上の前庭部から出土している。さらにその周辺から2077と2078が出土している。このような状況から装飾付須恵器は1号墳の前庭部に置かれていたと考えることも可能である。一方2079の一部と考えられる2076が石室

内から出土している。2076の出土からは石室内に置かれたとの理解も可能である。山田邦和によると、装飾付須恵器が意識的に割られる例がみられるようである(山田1998)。この例を参考とすると、前部に置かれていたものが破壊され、その一部(2076)が石室内にまぎれ込んだとも考えられる。

このような装飾付須恵器について、但馬ではケゴヤ古墳(豊岡市:瀬戸谷1987)・赤坂1号墳(豊岡市:金津2005)・長者ヶ平1号墳(香美町:井守2003)・禁裏塚古墳(養父市:山根1994)・広瀬1号墳(養父市:中川・渡瀬2019)に限られる(井守2003)。文堂古墳と大藪古墳群については小像のみに限られ、全体像が明らかとなっているのは赤坂1号墳と広瀬1号墳出土の子持台付壺に限られる。南構1号墳のような器台系装飾付須恵器としてはケゴヤ古墳例に限られる。当該古墳の築造は6世紀後半とされている(瀬戸谷1987)。しかし、小片のため比較検討は困難である。なお赤坂1号墳の年代については7世紀後半、広瀬1号墳の年代については7世紀初頭とされており、南構1号墳例は赤坂1号墳とほぼ同時期に位置付けられるものである。

このような装飾付須恵器を副葬する古墳については、群集墳中で最大規模の古墳から出土し、群集墳を構成する古墳のなかで最古の古墳から出土する例が多いとされている。そしてこのような事例から、装飾付須恵器は造墓集团の始祖となる首長の葬送を飾る儀礼に用いられたものとされている(山田1998)。しかし、前者については合致するが、後者については該当しない。

ただしここで注意すべき点は、南構1号墳の石室が横穴式石室であるのに対して、他の古墳は全て堅穴系横口式石室を埋葬施設としている点である。堅穴系横口式石室については外来系の埋葬施設とされている。したがって、外来系の被葬者が当地に堅穴系横口式石室を主体とする古墳群を築いた後、ようやく横穴式石室が築けるようになった結果が南構1号墳と理解できるのではないかと考えられる。そして南構1号墳に装飾付須恵器の副葬が可能となったのではないかと考えられる。

ところで南構1号墳出土の装飾付須恵器については、先の検討結果によると古墳群4期(TK217型式)の2段階に位置付けられている。当タイプの装飾付須恵器の消長期については、山田邦和によると6世紀後半以降とされている(山田1998)。南構1号墳の出土例はこれに合致するものである。

## 5. 南構3号墳・10号墳について

南構3号墳・同10号墳については、一つの墳丘内に複数の埋葬施設があると復元した古墳である。これら複数埋葬が同時期のものなのかについて検討してみたい。本来の調査であれば、墳丘の土層観察から検討可能である。しかし、当該古墳においては墳丘を確認することができなかつたため、土層観察からの検討は不可である。さらに墳丘の範囲・規模そのものが不明確である。したがって、各埋葬施設が墳丘の中心にあるのか否かさえ判断することはできない。そこで、出土遺物および墓壙相互の切り合ひ関係を中心に検討していくことにしたい。

南構3号墳については2基の埋葬施設(第1石室・第2石室)が検出されている。第1石室の方が明らかに大型で、遺物の副葬が確認されている。一方第2石室については小型で、遺物の副葬が全く認められなかった。このため、両者の前後関係を出土遺物から明らかにすることはできない。ただし墓壙相互の切り合ひをわずかに確認することができ、第2石室が第1石室を切っている。したがって、第1石室→第2石室の順に造られたものと考えられる。

南構10号墳は3基の埋葬施設(第1石室～第3石室)からなる。調査では南構3号墳のように墓壙相互の切り合ひ関係を確認することはできなかった。先の出土遺物の検討からは、第2石室が最も古くTK

10型式(古墳群1期)に、次に第2石室がMT85型式(古墳群2期)に、最後に第1石室がTK209型式(古墳群3期)に位置付けられている。

まず問題となるのが、第2石室の時期を判断した土器が土器枕に転用された土器である点である。南構4号墳でも認められたように、古式の土器を枕に転用した可能性が十分考えられる。次に問題となるのが第2石室・第3石室とも石室の残りの状態が良好ではなく、資料の検討が十分に行えないことである。このため、先に検討した時期で問題ないとは言い切れる状況ではない。

ここで注目されるのが、第2石室と第3石室がほぼ平行関係にある点である。ここから、両石室がほぼ同時期もしくは近い時期に造られた可能性が考えられる。一方第1石室については、他と時期的な差が認められる。そして、先の出土遺物からの時期的検討結果を尊重するなら、まず第2石室と第3石室が造られ、その後第1石室が造られたものと考えることができる。

なお、南構10号墳のように3基の埋葬施設からなる古墳としては、広瀬1号墳(養父市)が挙げられる(中川・渡瀬2019)。当該古墳においても、3基の埋葬施設が同時ではないことが明らかとなっている。

#### 6. 副葬金属製品付着の圓錐殻について

南構6号墳・同7号墳・同8号墳出土の鉄製品の一部において圓錐殻が確認されている(第5章第9節)。このことは、ハエ幼虫が飼育する以前に金属製品がその場所にあったこと、死後少なくとも10日～2週間程度の間に、ハエ幼虫に蚕食されている遺体に金属器がすでに添えられていたことを意味する。そしてこれは殯の期間が短かったことを意味する(小畠2019)。

ただし、上記3基の古墳以外では圓錐殻を確認することはできなかった。これは殯の期間の違いを示すのか、または殯の有無を意味するのか、今後の課題と言える。南構7号墳と同8号墳は古墳群1期、同6号墳は古墳群2期に位置付けられ、南構古墳群のなかでは古い時期の古墳である。この時期差が圓錐殻の有無に関連しているのかについても検討課題といえよう。また、圓錐殻が認められた古墳はいずれも竪穴系横口式石室を埋葬施設とするものである点についても注意しておきたい。

#### 7. 小 結

以上、南構古墳群はTK10型式からTK217型式の間に形成された古墳群であることが明らかとなった。本古墳群の特色の一つとして、南構1号墳を除く石室は全て竪穴系横口式石室に分類されるものである点である。少なくとも10基の竪穴系横口式石室からなる古墳群といえる。このように竪穴系横口式石室を主体とする古墳群は、豊岡市では大師山古墳群(潮崎1986・1987)に次ぐものである。

竪穴系横口式石室については外来系との見方が一般的である。これを支持するような遺物として指摘できるのが南構6号墳から出土した鉄鐸である。鉄鐸の副葬の背景としては、渡来系鍛冶工人との関連が指摘されている(行田1997・早野2008)。しかし、今回の調査ではこれを支持するものは明らかとはなっていない。

#### 〔文 献〕

- 井守徳男 2003「兵庫県出土の装飾付須恵器集成(2)－播磨明石郡及び揖津・但馬－」『兵庫県埋蔵文化財研究紀要 第3号』兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所  
内山敏行 1997「手持食器考－日本の食器使用法の成立－」『HOMINIDS』vol.001

- 小畠弘己 2019「第二の圧痕－鉄器鋸化昆蟲化石からみた墳－」『先史学・考古学論究』Ⅶ（考古学研究室創設45周年記念論文集）龍田考古会
- 加賀見省一・山根壬生子 1998「但馬」「古代の土器5－2 7世紀の土器（近畿西部編）」古代の土器研究会
- 金津匡伸 2005「赤坂古墳群第1号墳」兵庫県出石郡但東町教育委員会
- 行田裕美 1997「鉄鏃について」「西吉田北遺跡」津山市教育委員会
- 潮崎 誠 1986「豊岡市引野・大師山古墳群発掘調査概要」豊岡市教育委員会
- 潮崎 誠 1987「特異な構造の石室群－大師山古墳群の調査から」「歴史と神戸」144 神戸史学会
- 角南聰一郎 2006「古墳副葬・供獻紡錘車の検討－近畿地方を中心に－」「井ノ内稻荷古墳の研究」大阪大学稻荷古墳発掘調査团
- 瀬戸谷 晴 1987「上山・ケゴヤ古墳」城崎町教育委員会
- 谷本 進 2008「堀畠1号墳の調査成果」「堀畠1号墳」養父市教育委員会
- 中川 渉・渡瀬健太 2019「広瀬古墳群－一般国道483号北近畿豊岡自動車道八鹿豊岡南道路に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－」兵庫県教育委員会
- 早野浩二 2008「古墳時代の鉄鏃について」「愛知県埋蔵文化財センター研究紀要」第9号 愛知県埋蔵文化財センター
- 武庫川女子大学考古学研究会 1976「樋縄古墳・岩倉古墳群調査報告書」兵庫県城崎郡日高町教育委員会
- 山田清朝 2021「藤井古墳群－一般国道483号北近畿豊岡自動車道八鹿豊岡南道路に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－」兵庫県教育委員会
- 山田邦和 1988「飛鳥・白鳳時代須恵器研究の展望」「古代文化」第40巻第6号 財團法人古代学協会
- 山田邦和 1998「装飾付須恵器および特殊須恵器の研究」「須恵器生産の研究」
- 山根壬生子 1992「万久里マシバ古墳群」関宮町教育委員会
- 山根壬生子 1994「地元に残る遺物」「徹底討論 大較古墳群」但馬考古学研究会
- 渡辺邦雄 1995「畿内における終末期群集墳の外部構造－特に列石を中心として－」「古代文化」第47巻第2号 財團法人 古代學協会

## 第8章 総括

### 第1節 南構遺跡と南構古墳群

#### 1. はじめに

今回の調査で注目されることの1つは、同時期の集落と古墳が近接して明らかとなつたことである。両者の関係をまとめたのが第46表である。

これによると、南構古墳群が形成されたのが南構V期(古墳群1期：6世紀)から南構VI期(古墳群4期：7世紀)の間である。この間、集落も営まれていたことも明らかとなつた。このように近接した地区で集落と埋葬地が検出された例は限られている。当該期における集落と埋葬地の関係を検討する上で良好な資料となり得るものである。そこで両者の関係について、具体的に南構IV期から見ていくことにしたい。

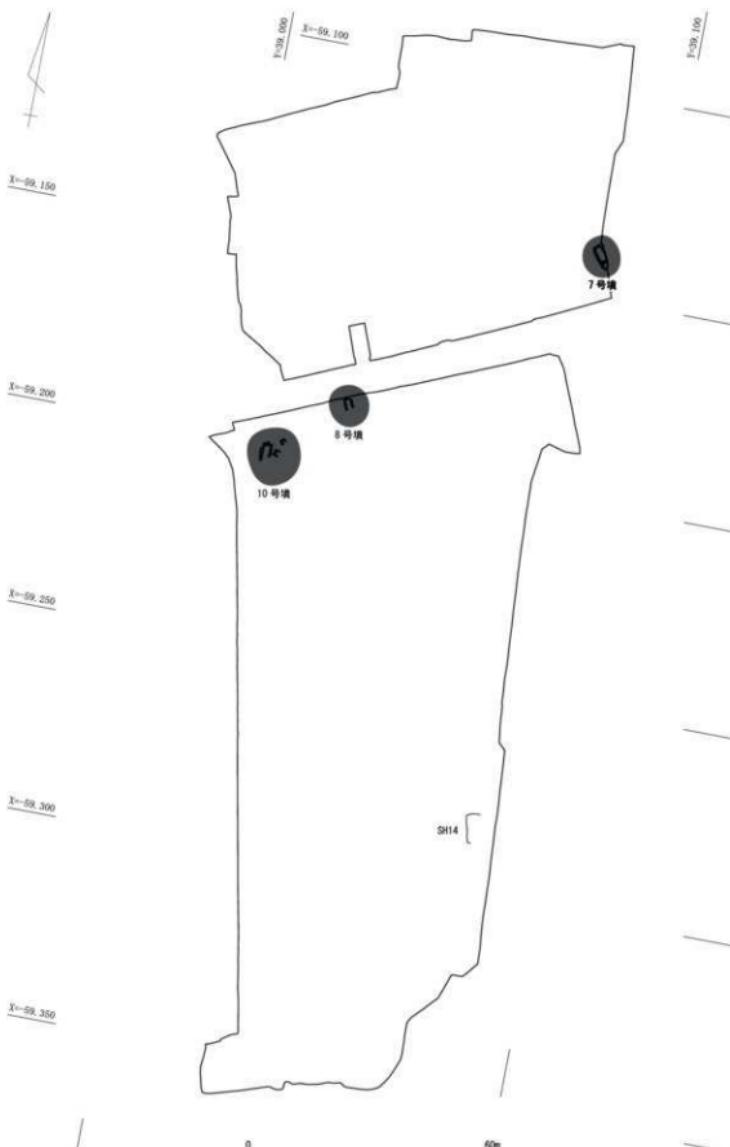
第46表 南構遺跡と南構古墳群

南構 遺 跡					南構 古 墳 群							
時期区分		堅穴建物		掘立柱建物	古 墓		時 期 区 分					
南構IV期		SH01 SH02 SH03 SH04 SH08 SH13 SH15 SH16 SH18 SH19					—					
南構V期	1	SH14					古墳群1期					
	2						古墳群2期					
南構VI期	1	SH09 SH20 SH21	SB115 SH05 SH06 SH07 SH11	SB07 SB12 SB18 SB27 SB67 SB123 SB125 SB132 SB139 SB140 SB141	南構 7号墳(初) 南構 8号墳 南構10号墳第2石室  南構 3号墳第2石室(初) 南構 6号墳(初・追) 南構10号墳第3石室  南構 5号墳(初) 南構10号墳第1石室(初)							
	2	SH10		南構 2号墳 南構 3号墳第1石室(追) 南構 7号墳(追) 南構10号墳第1石室(追) 南構11号墳  南構 1号墳(初) 南構 5号墳(追) 南構 4号墳  南構 1号墳(追)								

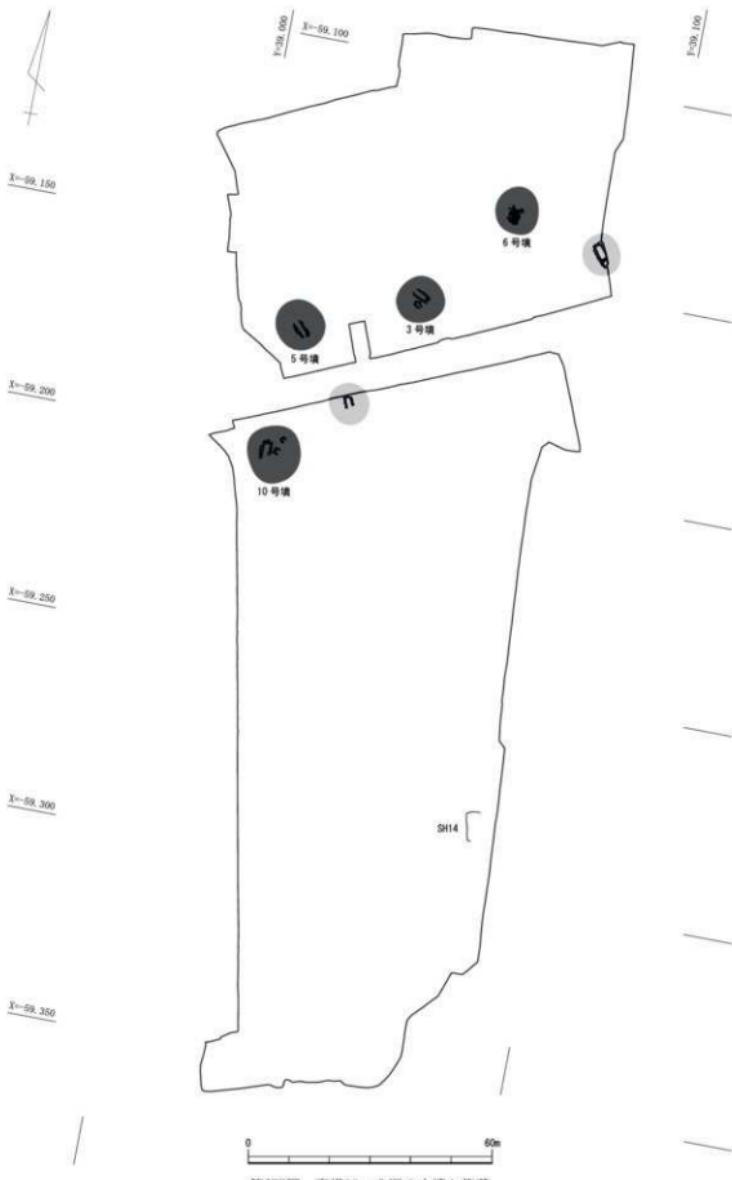
#### 2. 南構遺跡と南構古墳群

南構IV期 当期は堅穴建物に限られる。次期の古墳群形成の母体となった集落と考えられる。南地区南半に分布が偏り、後に南構古墳群が形成される地区においては顕著な遺構は認められない。ただし当期の遺物に関しては北地区でも出土していることから、北地区においても集落の一部が展開されていたものと考えられる。

ところで、後述するように南構古墳群を形成する古墳は、南構1号墳を除いて堅穴系横口式石室を埋葬施設としている。そして、堅穴系横口式石室の被葬者については外来系との関連で考えられている(第7章第2節)。そこでこの観点から当期の集落を見てみたい。まず堅穴建物についてであるが、良好な状態で検出されたものはないが、少なくとも造り付け窓は認められない。一方土器についてみると、



第676図 南構V-1期の古墳と集落



第677図 南構V-2期の古墳と集落

土師器の瓶・長胴系の甕(甕F)および初期須恵器の存在から(第578図・第579図)、わずかに渡来系の要素を感じ取ることができる。ただし以上の状況から判断すると、明確に渡来系の集落とみなすことは困難と考えられる。

#### 南構V期 1期(第676図)と2期(第677図)に分かれる。

1期は古墳群1期に相当し、南構7号墳・同8号墳・同10号墳が築かれ、南構10号墳においては第2石室への埋葬が行われる。南地区北端から北地区南側にかけての地区である。

2期は古墳群2期・3期に相当する。まず古墳群2期において南構3号墳・同6号墳が築かれ、3号墳においては第2石室への埋葬が行われる。また南構10号墳第3石室への埋葬も行われる。次の古墳群3期になると南構5号墳が新たに築かれ、同10号墳第1石室への埋葬が行われる。

一方南構遺跡で明らかなのは堅穴建物1棟(SH14)に限られる。しかし古墳群1期から古墳群3期の間のどの段階に対応するのかについては明らかにし得ない。SH14は南地区南東部にあたり、古墳群とは明らかに距離をあけている。距離にして約85mを測る。この他南構古墳群が形成されている地区においては顯著な遺構は認められない。

ところで当期における古墳の築造にあたり、以前あった集落の一部が破壊されているのではないかと考えられる。これを示す資料が、南構1号墳周辺出土土器(2087・2088)・同2号墳掘り方内出土土器(2113~2116)・同7号墳埴丘内出土土器(2206)・同10号墳第3石室側壁上出土土器(2238)である。2087と2088については杯allに分類されるもので南構V期後半に位置付けられる。土師器の甕(2206)については甕cdに分類され南構IV期以降の資料と考えられる。同じく土師器の2238は杯Cに分類され南構IV期に位置付けられている。これらの土器は集落に伴うものであり、古墳築造に伴い埴丘の盛土等に混入したものと考えられる。

#### 南構VI期 当期においても1期(第678図)と2期(第679図)に分けられる。

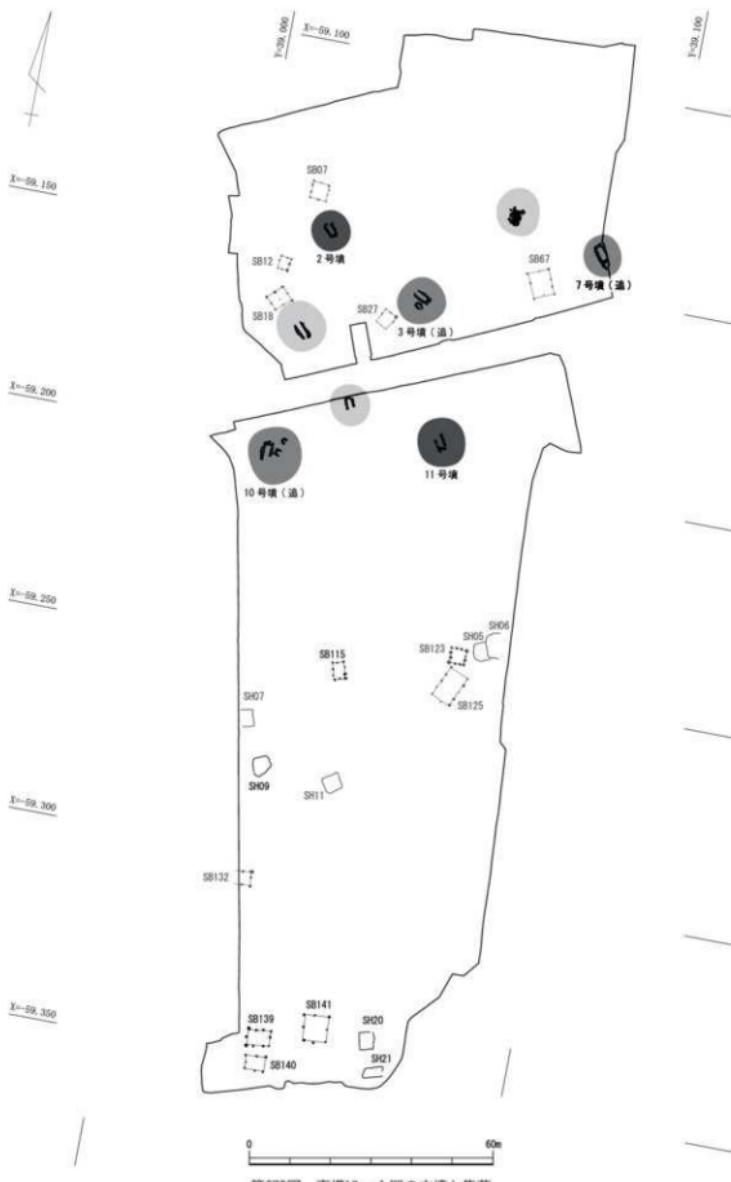
1期が古墳群4期1段階に相当する。古墳群では南構2号墳と同11号墳が新たに築かれ。さらに南構3号墳第1石室・同7号墳・同10号墳第1石室において追葬が行われている。

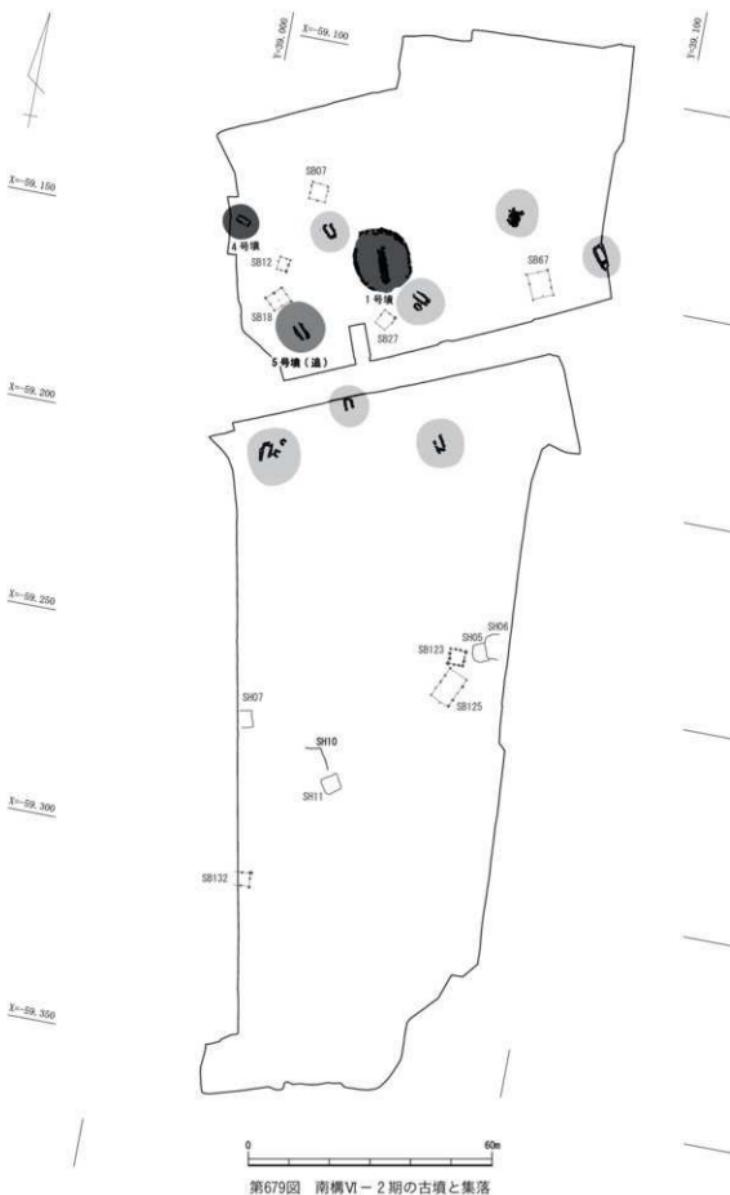
一方南構遺跡においては堅穴建物と掘立柱建物が建てられる。堅穴建物ではSH09・SH20・SH21が、掘立柱建物ではSB115・SB139~SB141が当期に位置付けられる。これらの堅穴建物と掘立柱建物の分布は南地区的中央部と南端部に限られ、前期同様古墳群とは距離を置いている。SH09とSB115が単位となっている。また、時期を特定できなかったSH20・SH21についても、その方向性の類似からSB139~SB141と単位をなしていた可能性が考えられる。集落2単位に対して新たに2基の古墳が築かれ、3基の古墳へ追葬が行われることになる。

2期については古墳群4期2段階・3段階に相当する。まず古墳群2段階では南構1号墳と同4号墳が新たに築かれ、同5号墳において追葬が行われている。先の検討結果から、南構4号墳→同1号墳の築造順である。次の3段階においては南構1号墳への追葬が行われ、以後新たな古墳の築造・追葬は認められない。

南構遺跡においては2段階・3段階の岐別はできないが、2段階・3段階を通じて堅穴建物と掘立柱建物が建てられる。堅穴建物はSH10が相当するが、掘立柱建物については建物を特定することはできない。SB07・SB12・SB18・SB27・SB67・SB123・SB125・SB132いずれかの建物が対応するものと考えられる。堅穴建物SH05~SH07・SH11を含め、1期もしくは2期に対応するものと考えられる。

南構VI期において注目されるのが、前期と異なり掘立柱建物が明確に位置付けられたことである。基





第679図 南構VI-2期の古墳と集落

本的には堅穴建物と掘立柱建物がセットで機能していたものと考えられる。その分布をみると、多くの掘立柱建物が南地区中央部での分布が認められる。その一方で古墳群の分布域においても掘立柱建物が認められる点が注目される。SB07・SB12・SB18・SB27・SB67が該当する。その分布は古墳と平面的に重なることはなく、古墳を意識したかのようである。

これらの掘立柱建物については殯に関連した建物の可能性も考えられるが、副葬された金属製品に圓錐殻が認められ、長期の殯を否定する結果が得られている(第5章第9節)。殯が行われたとしても短期間と考えられる。

ところで当該期において、南構IV期・南構V期の堅穴建物に土器が多量に廃棄されていることが明らかとなっている。これらの土器は機能しなくなった堅穴建物に廃棄されたものと考えられる。具体的には南構IV期のSH01・SH13・SH16・SH19、南構V期のSH14が該当する。特に、南構IV-1期における上記の事例(SH12・SH14・SH16)が目立つ傾向にある。堅穴建物から出土した土器のほとんどが上記行為によるものである。特に須恵器の量が圧倒的である。

このことは堅穴建物の廃絶後、建物は放置されたままの状態、おそらく窓地となった状態で整地等は行われていなかったものと考えられる。そして当該期に土器の廃棄とともに整地等が行われたのではないかと考えられる。

堅穴建物に廃棄された土器は、基本的には集落で使用されていたものと考えられる。これらの土器と同時期の古墳に副葬された土器を比較してみると、副葬された土器には土師器が認められず、器種構成においても違いが認められる。集落から出土した須恵器に関しては杯蓋・杯・高杯がほとんどで、副葬された土器に認められる壺は皆無で、壺に関してはわずかである。一方、両者によくみられる杯蓋・杯・高杯を比較してみると、大きな違いは認められない。

**南構VI期以降** 古墳群の形成が終了した時期である。注目されるのは、当期以降かつて古墳群が築かれた地区に掘立柱建物が多く建てられていくのであるが、その過程において古墳の破壊が全く認められない点である。第4章において遺構の空白地帯を把握することで墳丘の規模がほぼ把握できたのも、このためである。少なくとも古墳(墳丘)の存在が意識されていたことは明らかである。

### 3. 小 結

南構V期から南構VI期にかけて、南構遺跡と南構古墳群が共存していたことは明らかである。南構遺跡は南構古墳群の被葬者のムラと理解できるのではないかと考えられる。これは土器(須恵器)の特徴が同じであることからも言えることである。ただし、調査範囲が南構遺跡のすべてではないことから、南構遺跡=南構古墳群と素直に捉えることは危険といえる。いずれにしても、当該期の古墳の被葬者の母体を検討する上で良好な資料となり得るものと考えられる。また、当時の集落と埋葬地の景観的復元が可能となった点においても、重要な成果といえる。

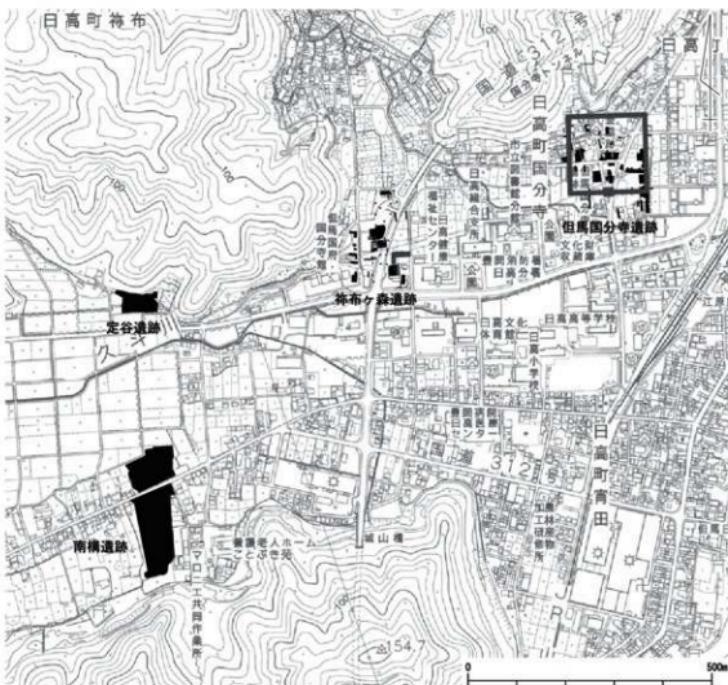
ところが南構VI期に統く南構VI-1期になると集落の規模が極端に縮小する。遺構・遺物ともに明らかに減少する。極論すると、壊滅状態に近いものである。この事実は、①南構遺跡のなかでも調査地から外れた場所に居住地を替えた結果、②当該期に一端南構遺跡は終息した、の2者が考えられる。特に②の考えに従うと、統く南構VI-2期に集落が急速に拡大するが、この集落は南構VI期までの集落とは異なるものとみることも可能となってくる。この点については今回の調査成果のみでは究明することは困難である。今後の課題としたい。

## 第2節 南構遺跡と周辺の遺跡

### 1. はじめに

本節では、南構Ⅶ期・Ⅷ期を中心とした南構遺跡と周辺遺跡との関係について検討していきたい。周辺遺跡とは、主に但馬国分寺跡と柿布ヶ森遺跡(第2次但馬国府跡)である。但馬国分寺は出土木簡から天平神護三年(767)・神護景雲二年(768)年には創建されていたことが明らかとなっており(日高町2002)、南構遺跡の北東約1.10kmの位置にある(第680図)。第2次但馬国府は804年(延暦23年)に当地に移転してきたとされ、南構遺跡の北東約600mの位置にある(第680図)。

そこで南構遺跡と両遺跡の関係を時系列でまとめたのが第47表である。まずここで注目されるのが、先の検討(第7章第1節)で明らかとなった掘立柱建物跡が急増した南構Ⅶ-Ⅷ期が、但馬国分寺の創建時期に符合する点である。そしてこれに続く南構Ⅸ-Ⅹ期が第2次但馬国府の移転時期にあたる。ここでは遺構と遺物の2方面から、但馬国分寺・第2次但馬国府との関連について検討してみたい。



第680図 南構遺跡と但馬国分寺跡・第2次但馬国府跡

第47表 南構遺跡と但馬国分寺跡・第2次但馬国府跡

年 代	南構遺跡	但馬国分寺			柿布ヶ森遺跡(第2次但馬国府)		
		記事等	主要遺構	紀年資料	記事等	主要遺構	紀年資料
8世紀	中頃 南構Ⅶ-1期						
	後半 南構Ⅶ-2期	国分寺Ⅰ期 (国分寺創建期)	SD200中層	天平神護三年 (767) 神護景雲二年 (768)			
9世紀	前半 南構Ⅷ-1期		SD200上層		第2次但馬国 府移転(804)	SX250	弘仁四年 (813)
	中頃 南構Ⅷ-2期	国分寺Ⅱ期	土器窯SU250			SD334	
	後半 南構Ⅸ-2期	国分寺Ⅲ期			国府最終期	SD335	
10世紀	前半 南構Ⅹ-1期					SD330 (第53次)	
	後半 南構Ⅹ-2期	IV期	国分寺Ⅳ期				
11世紀							
12世紀	前半						

## 2. 遺物の検討

ここでは土器・権・鉄帶・土馬について検討する。

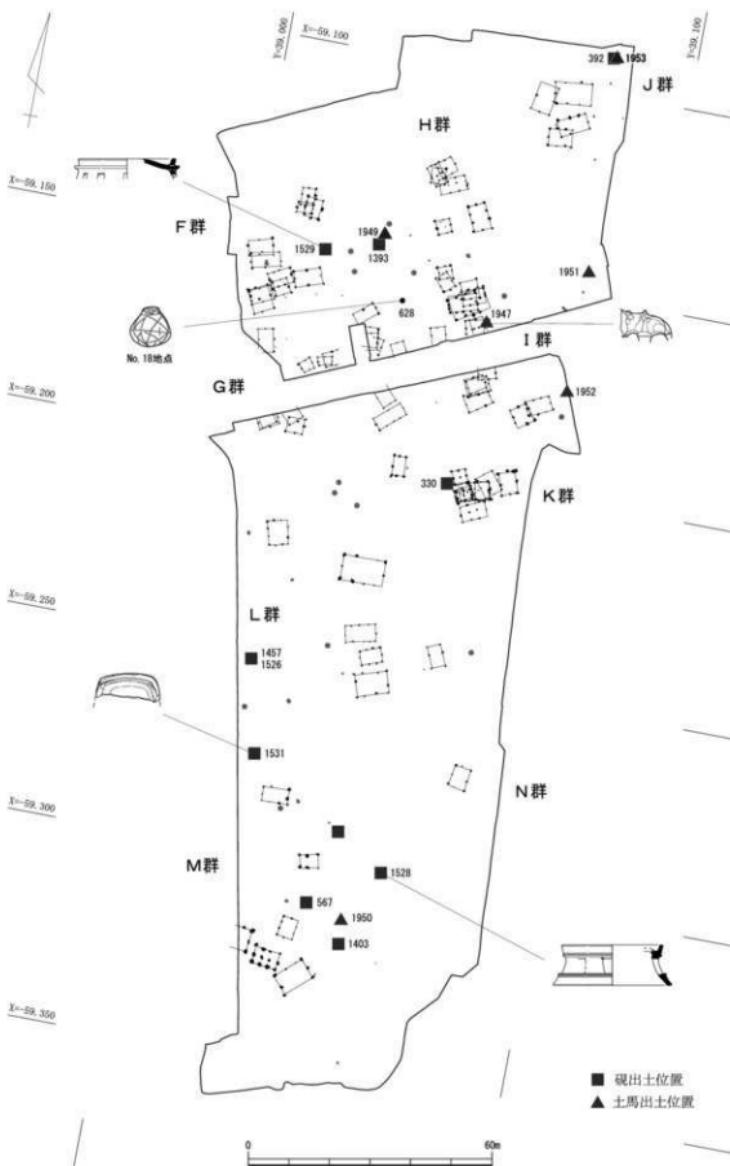
### (1) 土器

**概要** 土器・硯・緑釉陶器・灯明器・他について検討する。

**土器** 国分寺創建期の土器の特徴として、ロクロ土師器の出現・赤彩が指摘されているが(前岡2012)、南構遺跡においても同様の特徴が認められる。器種についても同様である。さらには第2次但馬国府の移転後(南構確期)においても、施釉陶器の出現、糸切り土師器の出現、椀形に近い器形の須恵器Bの出現、土師器椀Aの出現が指摘されているが、南構遺跡においても同様の特徴が認められる。

**硯** 土器のなかで注目されるものは硯が挙げられる。硯の存在は、当時の文字(文書)文化=文書行政の存在を示すものである。調査では須恵器製の硯(円面硯・風字硯)と転用硯が出土している。円面硯が5点(1526~1530)、風字硯が1点(1531)である。転用硯は9点(330・392・567・1393・1402・1403・1433・1457・1855)出土している。特に392・567・1433・1457の4点については朱墨用の硯と考えられるものである。

この他1522と1524の平瓶についても、小型であることから水滴として使用された可能性が考えられる。硯および転用硯の出土地点を南構Ⅶ-2期遺構図上にドットしたのが第681図である。出土地点を確実に記録できた個体はないが、大方の出土傾向を見ることができる。いずれも半径5mの誤差を含むものである。これによると北地区と南地区両地区で出土が認められる。南構Ⅶ-2期の遺構分布域である、F群・J群・K群・L群・M群に相当する地区である。全体的に南地区的建物が少ない地点からの



第681図 石・土馬・櫛出土地区(ハックは南構VII-2期建物群)

出土がやや目立つ傾向にある。ただし建物との関係を明確にすることはできない。

**緑釉陶器** 第6章2節で検討したが、比較的多くの緑釉陶器が出土している。一般的に、緑釉陶器の入手は上級クラスに限られるといわれている。また高橋照彦によると、国府周辺集落から多く出土する傾向があるとのことである(高橋2001)。南構遺跡についてもこの傾向に合致するものである。

南構Ⅶ-1期の遺構図上に緑釉陶器の出土地点をドットしたのが第682図である。網点は径5mの誤差を有するものである。これによると、北地区・南地区の両地区にわたり分布が認められる。先に遺構分布をまとめたP群・Q群・R群とその分布はほぼ重なる傾向にある。特にQ群における出土が顕著である。ただしQ群においては建物は少なく、その所以を求めるることは困難である。なお第682図ではO群にあたる箇所での出土は表現されていないが、出土地点を特定することができなかっただけで、実際には当該地区からも多くはない出土している。したがって、調査区全域から出土している傾向は明らかである。

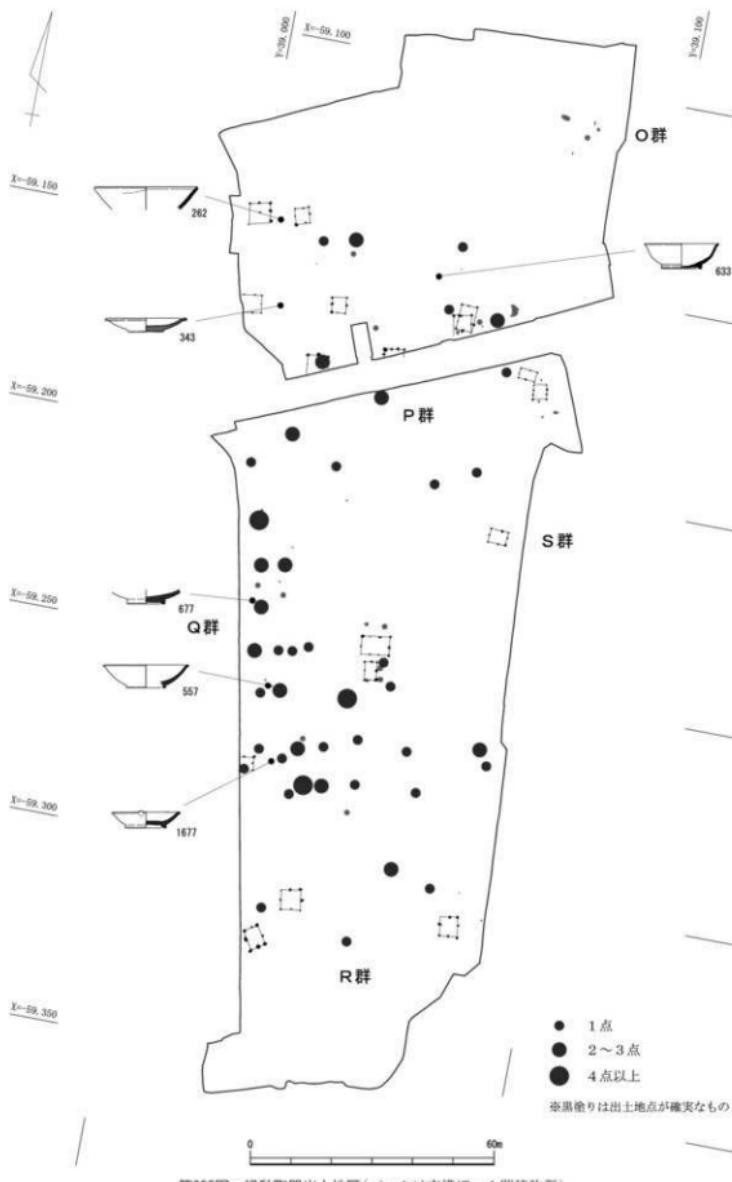
**灯明器** 灯明器として使用されていたとみられる土器が少なからず出土している。1380を除いては土師器で、計22点出土している。多くが包含層からの出土である。器種をみると皿・杯・碗に認められ、杯が最も多い。そこで本論では「灯火器」と呼称し、検討していくこととしたい。

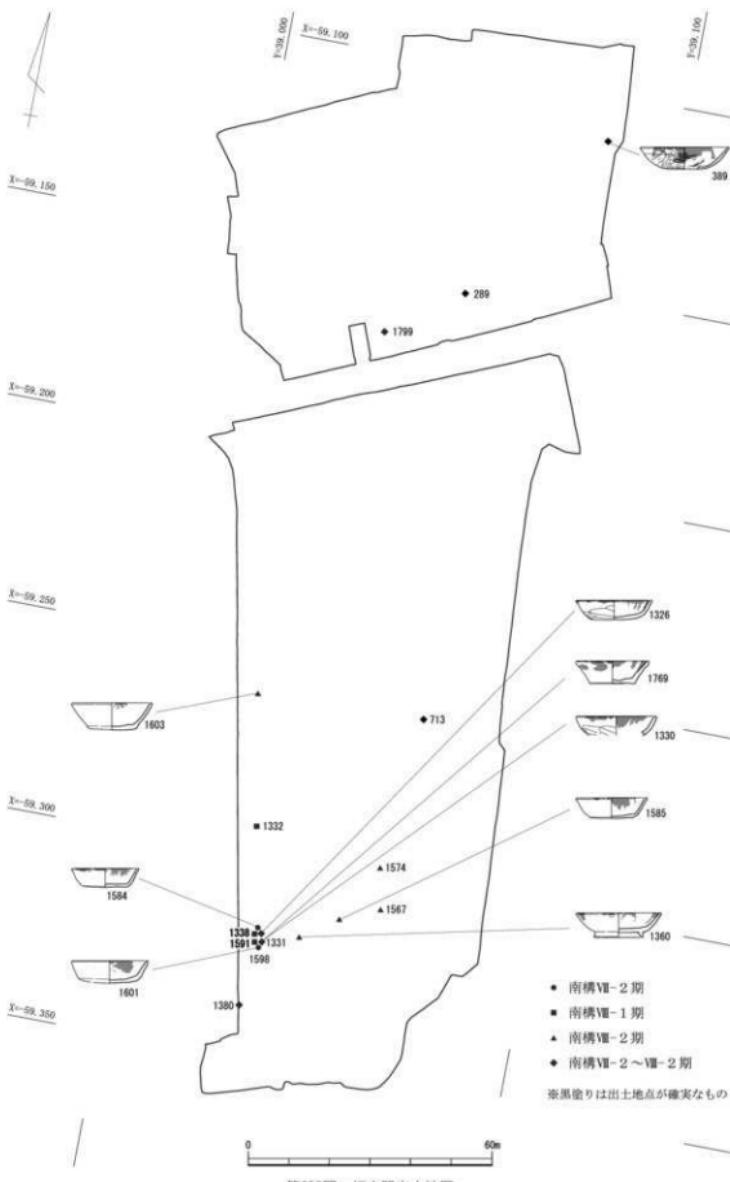
土器型式から時期の明らかなものでは、南構Ⅷ-2期・同Ⅷ-1期・同Ⅷ-2期・同X-1期の4時期である。本節の検討対象となるのは南構Ⅷ-2期・同Ⅷ-1期・同Ⅷ-2期の3時期である。この3時期で大半を占めており、南構X-1期は3点に限られる。南構Ⅷ-2期は1584・1585・1598・1601の4点、南構Ⅷ-1期は1332・1338・1591の3点、南構Ⅷ-2期も1360・1567・1574・1603の4点である。他の灯明器(289・389・713・1330・1331・1380・1769・1799)についても、南構Ⅷ-2期～Ⅷ-2期の間に位置付けられるものと考えられる。

これらの灯明器の出土位置を時期ごとにまとめたのが第683図である。まず南構Ⅷ-2期では4点とも南地区南西部に集中している。南構Ⅷ-1期では北地区から南地区にかけて広く分布が認められる。北地区は1336の1点に限られ、他は南構Ⅷ-2期と同様、南地区南西部に集中している。南構Ⅷ-2期では南地区に限られ、南構Ⅷ-2期・同Ⅷ-1期で分布の集中が認められた地区を取り囲むように分布している。この他時期を特定できない灯明器については、北地区から南地区にかけて分布が認められる。南構Ⅷ-2期・同Ⅷ-1期で分布の集中が認められた地区にも4点認められる点は注目される。

以上のように、各時期を通じて南地区南西部に分布の中心がある点は注目されることである。このような灯火器については、燃灯供養に使用されたとされている(神野2020)。燃灯供養については国分寺造営にみられる全国的な鎮護国家の施策の一環とされている。したがって、南構遺跡の南構Ⅷ-2期以降(8世紀後半以降)灯火器が多く認められる点については、燃灯供養が行われていた可能性を示唆するものであり、この時期が但馬国分寺創建時期とも重なり、注目される。

そして南構Ⅷ-2期以降灯火器が集中して出土する地点は、南構Ⅷ-2期の遺構が集中する個所の地区であるM群とほぼ重なる点も注目される。南構Ⅷ-2期以降当地区の遺構は減少するが、当該地区が灯火器の使用場所として継承されていたのではないかと考えられる。これについては、多数の灯明皿を使用する場所として空閑地が選ばれているとの指摘(牧田・伊野2014)は、大いに参考となるものである。





## (2) 権

628の1点が出土している。時期は特定できないものの、南構Ⅶ-2期の平面図と重ねてみると、G群とI群の中間地点にあたる(第681図)。当該期の建物が最も密集しているあたりである。当期の集落の中心部と言える箇所である。権の出土は、度量衡制度との関連が考えられ、但馬国府・但馬国分寺との関連が伺える。

## (3) 銅製の造方 1点(M8)

銅製の造方1点(M8)が出土している。北地区の建物群1と建物群2の中間あたりから出土している。銅帶は位階を示す、あるいは示さないとの両論が存在する。いずれにしても、官人(六位以下)の存在を示す遺物であることは確実と考えられる。

## (4) 土馬

7点(1946~1953)出土している。出土地点をみると、北地区と南地区で出土が認められるが、南地区北東部から北地区にかけて一帯が分布の中心となっている(第681図)。その位置はH群・I群・J群にあたる位置である。南地区は2点(1950・1951)がM群から出土している。他の5点の分布は北地区に限られ、北地区が分布の中心となっている(第681図)。土馬については、基本的に祭祀に伴う遺物と考えられる。その祭祀は土着のものではなく、中央集権が主導して行った祭祀=律令祭祀であり、土馬はこれに伴うものである。したがって土馬の出土は、律令祭祀が当地で行われていたことを示すものと考えられる。

## 3. 遺構

ここでは建物と地鎮跡について検討する。

## (1) 掘立柱建物

南構Ⅶ-2期に位置付けられた建物群のなかには、いわゆる官衙風配置といわれる配置も認められる。H群におけるSB40~SB42がその一例である。これは一般的な集落を示すものではなく、ある程度役所的な機能が付与されていたものと考えられる。

ところで南構遺跡の建物方位であるが、但馬国分寺・但馬国府の方位と比較してみると明らかに異なる。但馬国分寺の方位は塔跡(前岡2015)でみるとN1°30'Wを示している。但馬国府においては19次調査SB123(仲田2020)を基準とするとN0°30'Wを示している。これに対して南構遺跡の建物はより西側へ振っている。少なくとも、但馬国分寺・但馬国府とは異なる方向性をもっていたようである。

ここまで本書では南構Ⅶ期と南構Ⅷ期の掘立柱建物を一様に扱ってきた。しかし両時期の間にも違いが認められる。その一つは掘立柱建物の構造である。掘立柱建物については総柱建物と側柱建物が認められるが、南構Ⅶ-2期の掘立柱建物72棟中14棟が総柱建物である。約2割にあたる。このなかでSB101とSB103を除いてはクラとして機能していたものと考えられる。

一方南構Ⅶ-1期において総柱建物はSB01の1棟、南構Ⅷ-2期においても1棟(SB124)である。ただしSB35(南構Ⅶ-1期)とSB86(南構Ⅷ-2期)についても、その特徴からクラとしての機能していたものと考えられる。いずれにしても、南構Ⅷ期になるとクラとして機能した建物が激減する。両時間間に集落構造・機能に変化があったものと考えられる。

南構Ⅶ－2期のクラとしての機能が考えられる総柱建物について詳しくみてみると、総柱建物は全ての遺構群に認められるのではなく、F群(SB05・SB13)・H群(SB38・SB40・SB41)・I群(SB46・SB49・SB56)・K群(SB99～SB103)・M群(SB137)に限られる。F群はh群(SB05)とj群(SB13)、H群がh群(SB38)とj群(SB40・SB41)、I群がj群(SB46・SB49)とl群(SB56)と、各期1棟もしくは2棟から構成されている。この他、F群のSB17についてもその特徴からクラの機能が考えられ、j群に位置付けられる。同様にI群のSB85についてもクラの機能が考えられ、k群に位置付けられる。K群に関しては3棟が同じj群に位置付けられる。SB101についてはその特徴からクラとしての機能は考えられないため、SB99とSB100の総柱建物がセットとなり倉庫群をなしていたものと考えられる。

またこれらの総柱建物の時期をみると、j群がM群をのぞく4群で認められる。つまりj群の時期に総柱建物が集中する傾向が認められる。j群は建物の数が最も多い時期で、南構Ⅶ－2期の主要な時期と考えられている(第7章第1節)。そのj群に総柱建物が多いということは、当期において倉庫がより求められていたものと考えられる。特にK群については総柱建物がセットで認められ、倉庫群として機能していた様子を伺うことができる。

南構Ⅶ－2期と南構Ⅷ－1期の差は、第2次但馬國府移転前と移転後の違いである。移転を機に集落の機能に変化が生じたことが考えられる。南構Ⅶ－2期においてはクラとしての役割が重視され、南構Ⅷ期になるとその役割が変化していく様子が理解できる。ただしその具体的な内容については今後の課題である。

## (2)地鎮跡

P090から、須恵器の杯B内に和同開珎が入れられた状態で出土している。地鎮に伴うものと考えられる。P107においては和同開珎が4点(M3～M6)まとまって出土している。土器等は伴っていないため詳細は不明であるが、地鎮に伴う可能性も考えられる。

この他P063において須恵器椀と蓋がセットとなった状態で出土している。椀の中には銭貨等は認められなかったが、地鎮等の祭祀の跡と考えられる。

さらに、律令祭祀の関連では、豊岡市教育委員会の調査(第1章第3節 第15図)において、胞衣壺と考えられる資料が出土している(仲田2017)。

以上の事例は律令国家が行っていた祭祀の存在を示すものであり、中央との直接的あるいは間接的な関連を示すものと考えられる。

## 4. 小 結

以上の検討結果から、少なくとも当該期の遺構・遺物は多くの点で但馬國分寺・第2次但馬國府と関連していることは明らかである。少なくとも南構Ⅶ－2期以降の建物の急増に関しては、但馬國分寺創建を契機としたものであることは間違いないものと考えられる。その後、第2次但馬國府移転後においては、一部で役所に付随した機能を持っていたことが考えられる。

特に但馬國分寺創建後の南構Ⅶ－2期においては、クラとしての機能が重視されていたことが明らかとなった。そして国府移転後には、その機能は変化していったことも明らかとなった。南構Ⅷ期においては国府に関連した機能を考えたい。その候補の一つとして国府周辺に置かれていた曹司の可能性が考えられる。①国府から600mも離れている、②区画された国衙域が形成されていない、③国府とは棟軸方

向(地割)を異にしている等の特徴から、「散在型曹司」(山中1994)の特徴が認められる。

山中敏史によると、①については、曹司が国庁から700m以上離れている例も認められるようである。③については、筑後・肥前国衙の曹司においては国庁や各曹司の建物の方位が異なる例があり、諸曹司が必ずしも統一された地割計画のもとにはない点が「散在型曹司」の特徴と指摘されている。また筑後国衙跡においては12か所の曹司ブロックが明らかとなっているようであるが、南構Ⅷ期の建物群(O群～X群)がこのブロックに相当するものなのか、これらが一括りで一つの曹司をなしているのか、今後の検討の余地がある。また②に関連して、推測の域を出ないが、本遺跡名となっている「南構」の「構」が調査では明らかとはならなかった曹司を区画する構等の施設の可能性も考えられる。さらに曹司の機能として、当該期の椀・杯・皿等の土師器・須恵器の食器類さらには綠釉陶器が多く出土していることから、御厨としての機能も候補の一つと考えられる。

なお但馬国分寺については、平安以降文献に登場するのは貞觀四年(862)の記事が『三代実録』に認められるに過ぎないようである(武藤1991)。当該期は南構の時期区分では南構Ⅸ～Ⅹ期にあたる。南構遺跡では以後急激に遺構が減少する。南構遺跡で認められた遺構の推移が但馬国分寺の様相を反映しているものと考えられる。さらに、細々とではあるが国分寺に関する記事が弘安八年(1285：南構Ⅸ～Ⅹ期)と建武五年(1338：南構Ⅹ～Ⅺ期)の文献に認められ、当該期まで法灯が保たれていたようである。南構遺跡の動向と機を同じくするものである。

ただし、上記のように但馬国分寺および第2次但馬国府との関連で特徴を指摘してきたが、これに反する事実も認められる。これは墨書き土器の少なさである。本報告では3例を挙げるのみである。このうち1例(409)は南構Ⅸ～Ⅹ期に位置付けられるものである。但馬国府・但馬国分寺の調査で多く出土しているのとは対象的である。

これに関連して、南構遺跡では木簡が1点も出土していない。これは、木簡が遺存しにくい環境にあったためで、この点から木簡の有無を論じることはできないことを指摘しておきたい。

#### 〔文 献〕

- 神野 恵 2020「古代都城の灯火器－灯火痕観察のススメ－」『第23回古代官衙・集落研究会報告書－灯明皿と官衙・集落・寺院』奈良文化財研究所
- 高橋照彦 2001「地方官衙出土の平安時代の綠釉陶器」『考古学ジャーナル 475』ニューサイエンス社
- 仲田周平 2017「小河江中黒窯跡・南構遺跡」豊岡市教育委員会
- 仲田周平 2020「柿布ヶ森遺跡第53次発掘調査報告書－第2次但馬国府跡の調査Ⅱ－」豊岡市教育委員会
- 前岡孝彰 2012「柿布ヶ森遺跡第40・41次発掘調査報告－第2次但馬国府跡の調査Ⅰ－」豊岡市教育委員会 但馬国府・国分寺館
- 前岡孝彰 2015「但馬国分寺跡II－金堂・講堂・大衆院地区等の調査－」豊岡市教育委員会
- 牧田梨津子・伊野近富 2014「奈良時代の灯明皿の使用実態の検討」『京都府埋蔵文化財情報』第123号 公益財團法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 武藤 誠 1991「但馬」『新修国分寺の研究 第四巻 山陰道と山陽道』角田文衛編
- 日高町教育委員会 2002「但馬国府と但馬国分寺 発掘調査からその謎に迫る」
- 山中敏史 1994「曹司・館の構造と機能」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

## 第3節 まとめ

### 1. 調査成果の概要

最後に本節においては、調査成果の概要を箇条書きし、本書のまとめとしたい。その内容は以下の通りである。

- ①南構遺跡・南構古墳群は稻葉川によって形成された谷底平野に立地し、遺跡の所在地は稻葉川により段丘化している。
- ②南構遺跡の調査成果としては、縄文時代・弥生時代・古墳時代・奈良時代・平安時代・鎌倉時代・室町時代の遺構・遺物が明らかとなった。
- ③縄文時代(南構Ⅰ期)に関しては、土器が出土しているが遺構は検出されていない。土器は押型文に代表される早期が主で、中期・後期・晚期の土器がわずかに出土している。この他、当該期のものと考えられる磨石・台石などの石製品も出土している。
- ④弥生時代(南構Ⅱ期)については、後期後半から庄内併行期にかけての時期に限られる。検出された遺構は竪穴建物・掘立柱建物・木棺墓で、その数もわずかである。遺物については土器と石器が出土している。
- ⑤古墳時代に関しては、前期(南構Ⅲ期)から後期・終末期(南構Ⅵ期)まで、全期間を通して遺構・遺物が明らかとなっている。中心となる時期は中期以降、特に後期(南構Ⅴ期)と終末期(南構Ⅵ期)である。検出された遺構は竪穴建物と掘立柱建物が中心で、他に柱穴と土壙が明らかとなっている。遺物については土器をはじめとして石製品・金属製品が出土している。石製品では子持勾玉・砥石・金属製品では石突の出土が注目される。
- ⑥古墳時代で注目されるのが、上記集落(南構遺跡)とは別に古墳群(南構古墳群)が明らかとなったことである。特筆すべき点としては両者の間隔がわずか100m未満と近接していることである。南構遺跡は南構古墳群の母体となった集落と考えられ、両者は密接な関係にあったことが明らかとなっている(第8章第1節)。
- 集落は古墳時代中期(南構Ⅳ期)まで遡るが、古墳群はこれより遅れ後期(南構Ⅴ期)から築造が始まる。後述するように南構1号墳を除く南構古墳群の埋葬施設は竪穴系横口式石室であることから、外来系の被葬者が考えられているが、今回の調査では明確にこれを支持する材料を得ることはできなかった(第8章第1節)。逆に南構古墳群は中期の集落を破壊して築かれていることから、中期においては古墳群形成の母体とは異なる集団であったことも考えられる。後期以降に新たな集団が移り住み、古墳を築造した可能性も考えられる。
- ⑦南構古墳群においては11基の古墳が復元されている。最も大型の南構1号墳が横穴式石室である以外、10基の古墳は竪穴系横口式石室である。11基の古墳は、TK10型式(古墳群1期)に位置付けられる南構7号墳・同8号墳・同10号墳第2石室から、TK217型式(古墳群4期)まで継続している。最後に築かれたのが横穴式石室を埋葬施設とする南構1号墳である。
- 古墳には土器をはじめとして玉類・金属製品・石製品の副葬が認められた(第6章)。このなかで金属製品に認められた貝殻の確認は、当時の墳について検討する上で貴重な資料と考えられる(第5章第9節)。
- ⑧奈良時代から平安時代にかけて(南構Ⅶ期～南構Ⅸ期)は、遺構では掘立柱建物・柱穴・土壙が明らか



第684図 但馬国府・但馬国分寺周辺の遺跡

となっている。特に掘立柱建物が123棟明らかとなっている。遺物では、土器・金属製品・土製品が出土している。土器では、従来の須恵器と土師器に加えて、綠釉陶器・灰釉陶器・黒色土器が出土している。この他、金属製品では銅帯と和同開珎、土製品では権の出土が注目される。

- ⑨当該期の造構については、但馬国分寺・第2次但馬国府(袴布ヶ森遺跡)との関連で理解すべきものと考えられる。造構の増加時期と但馬国分寺の創建時期が機を一にし、その後も但馬国分寺および第2次但馬国府の動向と一致している。また、先に列記した遺物等から、一般集落では見られない様相を何うことができる(第8章第2節)。
- ⑩鎌倉時代(南構Ⅸ期)と室町時代(南構Ⅹ期)に関しては、造構・遺物とも極端に減少する。その内容はかなり乏しく、当該期の特徴を明らかにすることは困難である。

## 2. 総 括

以上が本報告の概要である。本報告の成果としては、①古墳時代の集落と埋葬地がセットで検出されたこと、②第2次但馬国府・但馬国分寺に関連した建物群が検出されたこと、③そしてこれらの時期の土器等が多量に出土したこと、の3点につきると考えられる。

①に関しては、他に例は少なく、当該期の集落と埋葬地との関係の理解およびその景観復元にあたって、良好な資料となりうるものと考えられる。

②に関しては、国府と国分寺周辺集落の役割を検討する上で良好な資料となり得るものと考えられる。前節では触れなかったが、南構遺跡の周辺には、ほぼ同時期と考えられる定谷遺跡や小垣谷遺跡が調査で明らかとなっている。さらに、第2次但馬国府の北東側では、曹司が置かれていたと考えられる(山中1994)深田遺跡(吉識1991)、祓所と考えられる川岸遺跡(加賀見1985)、官衙の可能性のあるカナゲダ遺跡(吉識1991)が所在する(前岡2012:第684図)。カナゲダ遺跡については祓所との指摘もある(仲田2020)。そして南構遺跡についても曹司の一つとして加えられるのではないかと考えられる(第8章第2節)。今後、これらの遺跡との関連を検討していく必要があるものと考えられる。

③に関しては、但馬地域の当該期の土器研究に大きく寄与するものと考えられる。この他、副葬された金属製品・玉類、奈良時代から平安時代にかけての遺物(鈎帶・権・土馬等)についても大きな成果と考えられる。

### 〔文 献〕

加賀見省一 1985『川岸遺跡発掘調査概報』日高町教育委員会

仲田周平 2020「但馬国府 国府と祭祀の実態」『季刊考古学』152

前岡孝彰 2012「但馬国府の景観」『柿布ヶ森遺跡第40・41次発掘調査報告－第2次但馬国府跡の調査

I－』豊岡市教育委員会 但馬国府・国分寺館

山中敏史 1994「曹司・館の構造と機能」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

吉識雅仁 1991『但馬国府関連 深田遺跡・カナゲダ遺跡－日高バイパス建設工事に伴う但馬国府推定地内発掘調査報告書』兵庫県教育委員会



第685図 本書掲載遺跡(但馬)



第684図 南構遺跡と周辺遺跡

## 索引

※(本)は本文頁 (図)は図版No (写)は写真図版No

## 遺跡

- 但馬国分寺…………… 12・377・615・620・625・637・646・647・711・734・773・775・778～780・782・783(本)  
 (第2次)但馬国府…………… 11・12・377・615・624・664・675・711・772・773・778～780・782・783(本)  
 桃布ケ森遺跡…………… 11・12・628・633・634・646・647・772・782(本)

## 遺構

- 堅穴建物…………… 35・376・377・714・718・724・734・759・765・768・771・781(本) 27～37(写)  
 横穴式石室…………… 387・413・502・755・761・762・781(本)  
 (外護)列石…………… 381・383・761(本) 204・216～218(写)  
 堅穴系横口式石室… 423・435・440・447・455・469・476・480・495・501・502・752・755・762・763・765・781(本)  
 墓道…………… 457・459・502・752(本)  
 土器枕…………… 473・492・499・501・503・738・739・741・742・760・763(本) 292・340・341・361・374(写)

## 遺物

## 土器

- 灰釉陶器…………… 11・279・351・367・368・377・625・633・646・782(本) 18・60・61(図) 157・158(写)  
 黒色土器…………… 177・235・246・270・282・289・351・364・377・633・634・646・647・780・782(本)  
                         13・14・17・19・59(図) 147(写)

## 須恵器

- 補助ケズリ…………… 67・320・346・347・391・418・419・431・440・486・489・596・599・604・606  
                         735・736・738・741・742・747(本)  
 退化削り…………… 297・346・431・445・451・462・499・596・598・599・603・606・735・736・737  
                         739・740・747(本)  
 ヘラ記号…………… 359・410・418・431・451・465(本)  
 装飾付須恵器…………… 405・407・612・637・736・758・761・762(本) 94(図) 233・234(写)  
 円面鏡…………… 363・629・773(本) 57(図) 139・140(写)  
 風字硯…………… 363・629・773(本) 57(図) 140(写)  
 転用硯…………… 221・241・247・295・358・359・361・363・773(本)  
 朱墨(硯)…………… 247・295・359・360・361・363(本) 139(写)  
 積輪…………… 249・250(本) 15・56(図) 43・77・137(写)  
 製塙土器…………… 37・38・146・247・351・364・775(本) 59(図) 146・169(写)  
 土師器
- 漆(塗)…………… 237・507・508・513・514(本)  
 赤彩 37・55・85～87・89・90・98・99・102・117・118・121・122・125・130～132・134～136・141・143・148・  
   145～152・157・158・166・170・172・179・190・192・195～199・206・207・219～221・237・241・  
   243・245・246・250～252・255・269・277・280・284・286・287・289・291・305・313～315・318・321・

- 325・351～357・637・646・773(本)
- 灯明器.....247・351～356・358・775(本) 131・143～145・162・165(写)
- 灯明皿.....134・327・775(本) 96(写)
- 布目.....256・343・355(本)
- 墨書(土器).....251・358・361・780(本) 77・133(写)
- 綠釉陶器.....11・12・85・238・289・312・320・351・365・377・629・646・647・775・780(本)  
.....11・13・19・24・26・60(图) 76・149～156(写)
- 陰刻花文.....367(本)
- 赤色顔料.....295・347・359・360・361・363・440・517・518・573・774(本)
- ベンガラ.....295・347・360・361・363・517・518・573(本)
- 金属製品
- 石突.....374・653・658・781(本) 71(图) 182(写)
- 耳環.....400・411・413・419・503・664・758(本) 90・99(图) 223・237・239・266(写)
- 鉄鎌 260・374・377・394・395・397・399・411・412・418・419・427・433・434・445・454・464・466・467・473・475・  
476・486・487・489・491・499・501・503・504・506・576・653～658・758・759(本)  
70・89～91・96・97・99・100・103・106・110・111・113～116(图) 179・215・223・237・238・241・243・  
251・266・267・277・279・288・304・312・313・314・321・338・342・347・358・370～372・375・379・380(写)
- 糸巻き(痕).....394・422・433・434・454・455・464・475・487・488(本)
- 樹皮巻(痕).....394・454・455・469・475・486(本)
- 鉄刀.....397・445・464・466・473・474・503・653・758・760(本) 91・103・109・111(图) 208・  
242・304・320・335・342・348(写)
- 鉄鐸.....455・503・576・664・758・763(本) 106(图) 314(写)
- 鉄針.....445・486・488・503・658・661・669・758(本) 114(图) 304・371(写)
- 鉄斧.....473・476・503・658・661・758(本) 110(图) 342・346(写)
- 刀子.....373・377・411・412・419・433・455・460・464・467・469・473・475・486・488・494・499・503・506・576・  
658～661・759 (本)  
69・96・99・102・106・109・110・113～116(图)  
178・243・251・266・267・288・307・321・336～338・346・342・358・362・368・369・372・375・378～380(写)
- 四脚燭.....455・467・475・476・576・577・763・771・781(本)
- 鹿角(裝).....373・419・433・455・464・467・469・474・475・488・499・501・661(本)
- 布目.....455・468・476・499(本)
- 鉢.....73・374・658(本) 69(图)
- 馬具.....375・377・394・397・410・411・413・466・468・503・662・758・759(本) 96(图) 237(写)
- 鎧吊金具.....394・410・413・662(本) 90・96(图) 215・223・237・239・244(写)
- 飾り金具.....374・662(本) 71(图) 181(写)
- 革帶当金具.....394・397(本) 90(图) 240・242(写)
- 絞具.....394・468・662・759(本) 90・96・110(图) 214・237・239・244・339(写)
- 四葉座金具.....374・662(本) 71(图) 181(写)

- 辻金具.....394・395(本) 90(図) 215・240・241(写)  
 (轡)引手.....375・662・759(本) 71(図) 182(写)  
 鉢.....394・395・397・410・413(本) 90(図) 240(写)  
 和同開珎.....257・262・664・779・780・782(本) 69(図) 43・177(写)  
 銀帶.....373・377・664・778・782(本) 69(図) 178(写)  
 巡方.....373・377・778(本)  
 石製品  
 子持勾玉.....372・377・554・677・781(本) 87(図) 200(写)  
 (石製)紡錘車.....433・464・505・554・677・760(本) 101・108(図) 276・289・323・334(写)  
 玉類  
 白玉.....422・423・440・488・489・494・504・666・671・760(本) 98・103・112・114(図) 268・367(写)  
 切子玉.....422・423・432・488・494・504・527・533・535・666・669・671・674(本)  
 98・102・112・114(図) 251・268・277・289・358・367(写)  
 管玉.....422・423・451・488・504・527・533・535・666・669・671・674・760(本)  
 96・98・104・112(図) 251・268・315・367(写)  
 小玉.....422・423・432・433・488・489・504・666・671(本) 98・102・112(図) 269・290・367(写)  
 算盤玉.....451・453・488・489・504・666・670・671・674(本) 104・112(図) 315・367(写)  
 土玉.....76・423・432・453・489・666・671(本) 10・98・99・102・104・105・112(図)  
 270・290・316・367(写)  
 勾玉.....390・395・422・432・504・554・556・666・668・671・674・758(本)  
 89・95・98・101・102(図) 215・237・251・268・276・277・289(写)  
 丸玉.....413・422・423・432・451・453・488・489・504・554・556・666・670・671・760(本)  
 95・98・99・102・104・105・112(図) 223・251・269・270・277・289・290・315・316・367(写)  
 ガラス(製).....423・432・453・489・520～524・666・670・671(本)  
 重層ガラス(玉).....453・521・523・524・671・760(本) 104(図) 315(写)  
 滑石(製).....423・432・440・489・494・555・556・666・668・671・674(本)  
 碧玉(製).....413・423・451・488・494・527～539・555・668～671・674(本)  
 蛇紋岩(製).....395・433・464・555・556・668・671・674・677(本)  
 水晶製.....423・432・453・489・668～671・674(本)  
 瑪瑙(メノウ)(製).....422・432・555・668・671・674(本)  
 割れ円錐.....422・423・432・453・488・489・494・668～670(本)  
 片面穿孔.....422・423・432・451・488・489・494・668～670(本)  
 両面穿孔.....413・451・668(本)  
 土製品  
 横.....312・377・675・676・778・782・783(本) 23(図) 49・89(写)  
 土馬.....369・377・675・778・783(本) 66(図) 169～172(写)

報告書抄録

ふりがな	みなみがまえいせき・みなみがまえこふんぐん							
書名	南横道路・南横古墳群							
副書名	一般国道483号北近畿豊岡自動車道高森岡南道路に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
シリーズ名	兵庫県文化財調査報告							
シリーズ番号	第525冊							
編著者名	山田清朝・薬科哲男・藤根 久・竹原弘展・米田恭子							
編集機関	公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター・埋蔵文化財調査部							
所在地	〒675-0142 兵庫県加古郡播磨町 大中1丁目1番1号（兵庫県立考古博物館内） Tel079-437-5561							
発行機関	兵庫県教育委員会							
所在地	〒650-8567 兵庫県神戸市 中央区下山手通 5丁目10番1号 Tel078-362-3784							
発行年月日	令和5(2023)年3月17日							
資料保管機関	兵庫県立考古博物館							
所在地	〒675-0142 兵庫県加古郡播磨町 大中1丁目1番1号 Tel079-437-5589							
所取遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間 (遺跡調査番号)	調査面積 (m <sup>2</sup> )	発掘原因
		市町村	道路番号					
南横道路 南横古墳群	兵庫県神戸市高砂町久斗	282090	610644	35° 27' 55"	134° 45' 48"	平成25年7月1日～ 平成25年12月6日 (2013018)	5,450m <sup>2</sup>	記録保存調査
						平成26年6月16日～ 平成21年9月24日 (2014011)	1,525m <sup>2</sup>	記録保存調査
						平成26年9月24日～ 平成27年2月27日 (2014064)	5,420m <sup>2</sup>	記録保存調査
						平成26年11月6日～ 平成27年2月25日 (2014103)	1,720m <sup>2</sup>	記録保存調査
						平成27年7月22日～ 平成27年10月28日 (2015067)	438m <sup>2</sup>	記録保存調査
						平成27年12月21日～ 平成28年2月19日 (2015132)	256m <sup>2</sup>	記録保存調査
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
南横道路	集落	縄文時代早期		縄文土器・石器・擦り石				
		弥生時代後期	整穴建物・土坑・木棺墓	弥生土器	石劍			
		古墳時代	掘立柱建物・堅穴建物 柱穴・土壤	須恵器・土師器・玉類・金属製品	子持勾玉			
		奈良～平安時代	掘立柱建物・柱穴・土壤	須恵器・土師器・綠釉陶器・黒色土器・灰陶陶器・鉢帶・組合閉鉢・楕形土製品・土馬・火打金	墨書き器・和同開称・三方・楕形土製品			
		平安時代後期 ～室町時代	掘立柱建物・柱穴・土壤	土師器・須恵器・白磁・青磁				
南横古墳群	墳墓	横穴式石室	須恵器・碧玉製玉類・水晶製切子玉・瑪瑙製勾玉・馬具・铁鏃・铁刀・刀子・耳環	铁鏃・石突・山陰系玉類・鹿島系zas玉・澁瓶袋・蛇紋羽衣柄鍔車				
		堅穴系横口式石室						
要約		南横道路・南横古墳群は稻葉川によって形成された谷底平野に立地し、遺跡の所在地は稻葉川により段丘化している。南横道路の調査成績としては、出土遺物から縄文時代・弥生時代・古墳時代・奈良時代・平安時代・鎌倉時代・室町時代の遺構・遺物が明らかとなっている。						
		縄文時代(南横Ⅰ期)に関しては、土器が出土しているが遺構は検出されていない。土器は押型文に代表される早期が主体である。						
		弥生時代(南横Ⅱ期)については、後期後半から庄内併行期にかけての時期に限られ、堅穴建物・掘立柱建物・木棺墓が検出されている。						
	古墳時代に関しては前期(南横Ⅲ期)から後期・終末期(南横Ⅵ期)まで、全時期を通して明らかとなっている。特に中心となるのが後期と終末期で、堅穴建物と掘立柱建物が検出されている。さらに、南横古墳群が近接して明らかとなっている。南横古墳群では11基の古墳が復元され、TK10型式からTR21型式(古墳群4期)まで連続して築かれている。南横1号墳が横穴式石室である以外、10基の石室は堅穴系横口式石室である。							
	奈良時代から平安時代にかけて(南横Ⅳ期～南横Ⅴ期)は、遺構では掘立柱建物・柱穴・土壤が検出されている。当該時の遺構については、但馬国分寺・第2次但馬国分寺との関連で理解すべきものと考えられる。遺構の増加の時期と但馬国分寺の創建時期が一致している。また、出土遺物についても、一般集落では見られない相棒を何うことができる。							

---

兵庫県文化財調査報告 第525冊

豊岡市

**南構遺跡・南構古墳群**

-一般国道483号北近畿豊岡自動車道日高豊岡南道路事業  
に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書-

令和5(2023)年3月10日 発行

編 集： 公益財團法人兵庫県まちづくり技術センター埋蔵文化財調査部  
〒675-0142 兵庫県加古郡播磨町大中1丁目1番1号  
(兵庫県立考古博物館内)

発 行： 兵庫県教育委員会  
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

印 刷： 船場印刷株式会社  
〒670-0994 兵庫県姫路市定元町4-2

---

